

【修正原案検討】

尾張西部医療圏保健医療計画（修正案）

はじめに	1
第1章 地域の概況	2～6
第1節 地勢	2
第2節 交通	2
第3節 人口及び人口動態	2～5
第4節 保健・医療施設	5～6
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	7～39
第1節 がん対策	7～14
第2節 脳卒中対策	15～20
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	21～25
第4節 糖尿病対策	26～30
第5節 精神保健医療対策	31～36
第6節 歯科保健医療対策	37～39
第3章 救急医療対策	40～44
第4章 災害医療対策	45～51
第5章 周産期医療対策	52～55
第6章 小児医療対策	56～61
第7章 在宅医療対策	62～67
第8章 病診連携等推進対策	68～69
第9章 高齢者保健医療福祉対策	70～72
第10章 薬局の機能強化等推進対策	73～76
第1節 薬局の機能推進対策	73～74
第2節 医薬分業の推進対策	75～76
第11章 健康危機管理対策	77～78

はじめに

尾張西部医療圏保健医療計画は平成4（1992）年8月に初めて策定され、以後5年を目途に内容の見直しを行っております。

平成20（2008）年3月には、平成18（2006）年6月に改正された医療法の趣旨に沿うよう4疾病5事業を中心とする医療連携体制等を追加記載した見直しを行いました。

また、平成23（2011）年3月には、尾張西部圏域保健医療計画の全面見直しを行いました。その後、国において医療計画の見直しが検討され、これまでの4疾病5事業から新たに精神疾患を加えた5疾病とすることや、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、「医療計画作成指針」が改正されたことから、平成26（2014）年3月に見直しを行いました。

現計画は、国において平成29（2017）年3月に「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正、「医療計画作成指針」の全面改正が行われたことから、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とする見直しを行い、平成30（2018）年3月に公示されました。

今回は、現計画の計画期間6年間のうち3年ごとに行う中間見直しとして修正を行いました。

近年における地域住民の保健医療等を取り巻く環境は大きく変化しております。当医療圏では、令和3（2021）年4月から一宮市が中核市へ移行し、市保健所が設置されました。また、少子・高齢化の進展、多様化・高度化している医療需要等に対応できるよう、医療関係機関の機能分担と連携を図り、良質な地域医療の体系的な整備が求められております。

今後は、この計画に基づき関係団体・機関相互の連携を深め、当医療圏の保健・医療・福祉の着実な推進を図って参ります。

第1章 地域の概況

第1節 地勢

尾張西部医療圏は愛知県の北西部に位置する東西約13 km、南北約19 km、面積約193 km²の地域で、濃尾平野のほぼ中央部にあたり、人口は令和元（2019）年10月1日現在515,234人です。

一宮市は、古くから毛織物の生産を軸とした繊維産業を中心とした商工業都市として全国的にも知名度が高く、尾張地方の流通経済の中核的な位置を占め発展してきました。なお、令和3（2021）年4月からは中核市へ移行しています。

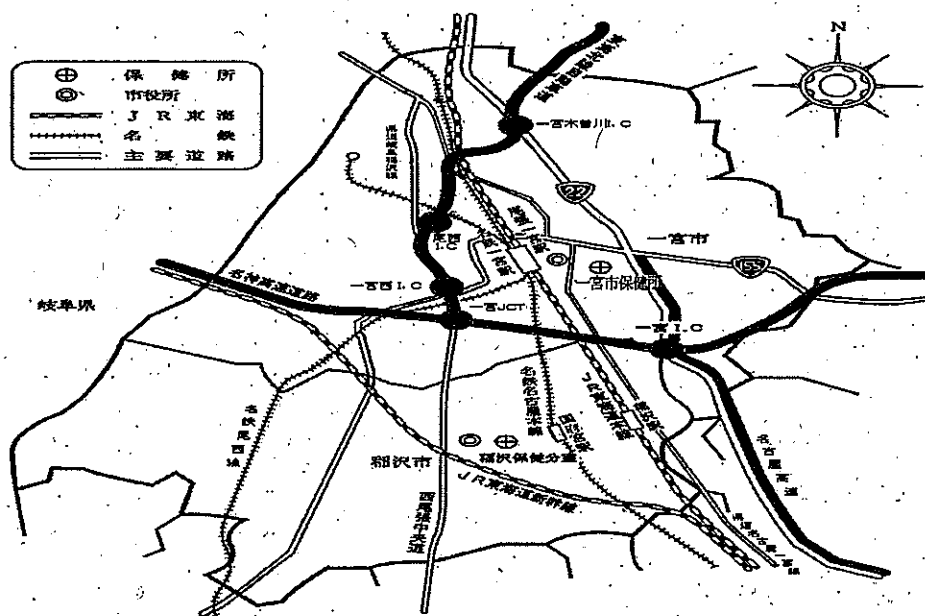
また、稲沢市は、鎌倉時代からの伝統を受け継いだ植木、苗木類の名産地として知られ、近年、工場誘致も活発に行われ、都市化が進んでいます。

第2節 交通

鉄道は、JR東海道本線及び名鉄名古屋本線が南北に併行しており、南西方面には名鉄尾西線が通っています。また、バス路線は、名鉄バスが名鉄一宮駅を中心に周辺各地を結んでいます。

主要道路は、国道22号、国道155号、西尾張中央道、東海北陸自動車道、名神高速道路及び名古屋高速道路等が通過し、交通の便に恵まれています。

図1-2-① 交通



第3節 人口及び人口動態

1 人口

尾張西部医療圏の人口は、令和元（2019）年10月1日現在で515,234人で、男性251,843人（構成比48.9%）、女性263,391人（構成比51.1%）となっています。（表1-3-1）

また、人口構成は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少、老年人口（65歳以上）の増加が続いており、人口の高齢化が進んでいます。

当医療圏における令和元（2019）年の老年人口（65歳以上）の割合は27.1%で、愛知県全体の24.7%より高い割合となっています。（表1-3-2）

表1-3-1 人口の推移

毎年10月1日現在

尾張西部医療圏						
年次	男(人)	構成割合(%)	女(人)	構成割合(%)	総人口(人)	指数
平成28年	253,196	48.9	264,132	51.1	517,328	100.0
平成29年	252,849	48.9	264,108	51.1	516,957	99.9
平成30年	252,094	48.9	263,886	51.1	515,980	99.7
令和元年	251,843	48.9	263,391	51.1	515,234	99.6
愛知県 (令和元年)	3,780,399	50.1	3,772,474	49.9	7,552,873	

資料：あいちの人口(愛知県県民文化局)

表1-3-2 人口構成の推移

毎年10月1日現在

区分	尾張西部医療圏								愛知県	
	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和元年	
	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)
年少人口 (0~14歳)	70,331	13.6	69,446	13.4	68,368	13.3	67,281	13.1	990,823	13.1
生産年齢 人口 (15~64歳)	308,631	59.7	306,923	59.4	305,239	59.2	304,626	59.1	4,613,356	61.1
老年人口 (65歳以上)	134,478	26.0	136,797	26.5	138,485	26.8	139,440	27.1	1,867,667	24.7
不詳	3,888	0.8	3,791	0.7	3,888	0.8	3,887	0.8	81,027	1.1
合計	517,328		516,957		515,980		515,234		7,552,873	

資料：あいちの人口(愛知県県民文化局)

2 人口動態

(1) 出生

尾張西部医療圏の令和元（2019）年の出生率（人口千対）は7.0と前年より0.5ポイント減少しました。また、愛知県全体の7.6より0.6ポイント低くなっています。（表1-3-3）

表1-3-3 出生の推移

年	尾張西部医療圏		愛知県	
	出生数（人）	出生率 人口千対	出生数（人）	出生率 人口千対
平成28年	4,085	7.9	64,225	8.8
平成29年	3,851	7.4	62,436	8.3
平成30年	3,872	7.5	61,230	8.1
令和元年	3,612	7.0	57,145	7.6

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）及び令和元（2019）年人口動態統計月報（概数）

(2) 死亡

尾張西部医療圏の令和元（2019）年の死亡率（人口千対）は、愛知県全体の9.3ポイントより0.8ポイント高くなっています。（表1-3-4）

尾張西部医療圏の平成30（2018）年の死因は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が老衰となっており、これら3疾患が全体の51.6%を占めています。（表1-3-5）

表1-3-4 死亡の推移

年	尾張西部医療圏		愛知県	
	死亡数（人）	死亡率 人口千対	死亡数（人）	死亡率 人口千対
平成28年	4,755	9.2	65,226	8.9
平成29年	4,915	9.5	67,177	8.9
平成30年	5,010	9.7	68,833	9.1
令和元年	5,185	10.1	69,932	9.3

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）及び令和元（2019）年人口動態統計月報（概数）

表 1-3-5 主要死因別死亡者数

死因	尾張西部医療圏(平成30年)			愛知県(平成30年)		
	死亡者数(人)	死亡率 人口 10万対	死亡者数が 死亡者総数に 占める割合 (%)	死亡者数(人)	死亡率 人口 10万対	死亡者数が 死亡者総数に 占める割合 (%)
悪性新生物	1,397	270.7	27.9	19,496	258.6	28.3
心疾患	720	139.5	14.4	8,710	115.5	12.7
老衰	470	91.1	9.4	6,174	81.9	9.0
脳血管疾患	348	67.4	6.9	5,107	67.7	7.4
肺炎	308	59.7	6.1	4,287	56.9	6.2
不慮の事故	179	34.7	3.6	2,084	27.6	3.0
腎不全	78	15.1	1.6	1,186	15.7	1.7
肝疾患	57	11.0	1.1	806	10.7	1.2
自殺	50	9.7	1.0	1,004	13.3	1.5
糖尿病	49	9.5	1.0	582	7.7	0.8
高血圧性疾患	33	6.4	0.7	255	3.4	0.4
結核	9	1.7	0.2	137	1.8	0.2
その他	1,312	254.3	26.2	19,005	252.1	27.6
総 数	5,010	971.0		68,833	913.0	

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）

注：人口は平成30年10月1日現在

第4節 保健・医療施設

1 保健・医療施設の状況

尾張西部医療圏内の保健・医療施設の設置状況は、下表のとおりです。

表 1-4-1 保健・医療施設数 令和2年10月1日現在（薬局は、平成31年3月31日現在）

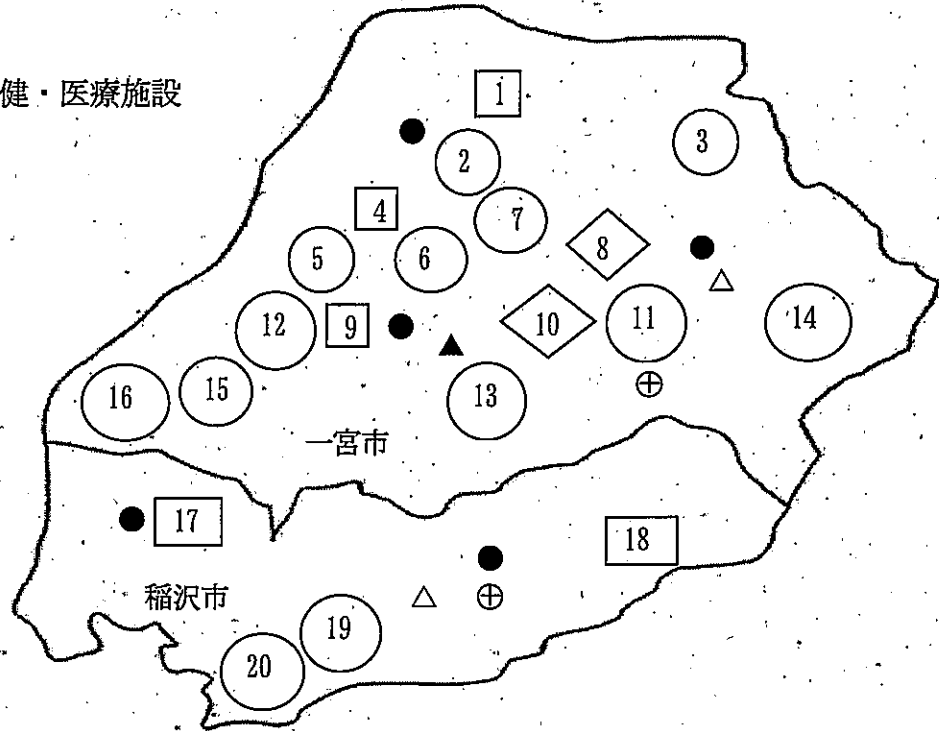
市名	病院	診療所	歯科 診療所	薬局	保健所		市保健センター		休日診療所	
					本所	分室	本所	支所	医科	歯科
一宮市	16	259	182	177	1	-	3	-	1	1
稲沢市	4	98	66	61	-	1	1	1	1	-
合計	20	357	248	238	1	1	4	1	2	1

資料：病院名簿（愛知県保健医療局健康医務部医務課）、愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）

注：診療所には保健所（本所）、市保健センター及び休日診療所（医科）を含む。

歯科診療所には休日診療所（歯科）を含む。

図 1-4-① 保健・医療施設



- | | |
|--------------|--------------|
| ① 木曾川市民病院 | ⑪ 大雄会第一病院 |
| ② 国井病院 | ⑫ 泰玄会西病院 |
| ③ 尾洲病院 | ⑬ 山下病院 |
| ④ 一宮西病院 | ⑭ 千秋病院 |
| ⑤ 上林記念病院 | ⑮ 尾西記念病院 |
| ⑥ いまいせ心療センター | ⑯ 一宮医療療育センター |
| ⑦ いまむら病院 | ⑰ 厚生連稲沢厚生病院 |
| ⑧ 一宮市民病院 | ⑱ 稲沢市民病院 |
| ⑨ 泰玄会病院 | ⑲ 北津島病院 |
| ⑩ 総合大雄会病院 | ⑳ 六輪病院 |

凡例	
⊕	保健所・分室
●	市保健センター
□	2次輪番制病院
◇	救命救急センター (2次輪番制病院機能も実施)
○	その他の病院
△	休日急病診療所(医科)
▲	休日診療所(歯科)

第1節 がん対策

【現状と課題】

現 状

1 がんの患者数等

- 当医療圏の悪性新生物による死亡数及び死亡率（人口10万対）は、平成23（2011）年は1,310人（254.1）、平成25（2013）年は1,357人（263.0）、平成27（2015）年は1,388人（268.1）、平成29（2017）年は1,402人（271.2）、平成30（2018）年は1,397人（270.7）と徐々に増加しており、総死亡数の27.9%を占めています。（図2-1-①、表2-1-1）
- 当医療圏のがん登録によれば、平成29（2017）年の各部位のがん罹患状況は、男性で大腸、胃、肺、肝臓の順に多く、女性は、乳房、大腸、胃、肺の順となっています。

（表2-1-2）

○ 小児がんの状況

小児慢性特定疾病医療給付において、令和元（2019）年度の悪性新生物による給付は82件で全申請の16.8%で内分泌疾患について多い状況となっています。

2 予防・早期発見

(1) 健康日本21あいち新計画及び市の健康増進計画の推進

- がんは、肥満、食生活、運動、ストレス等の生活習慣が発症と密接に関連しており、生活習慣の改善によって予防ができます。

愛知県は、平成13（2001）年に「健康日本21あいち計画」を策定し、健康寿命の延伸を目指し生涯を通じた健康づくりに取り組んできました。その結果、本県の健康寿命の状況は男性で全国1位、女性で3位という結果となりましたが、更なる健康寿命を延伸させ高齢者が元気なあいちを目指した平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10か年計画である「健康日本21あいち新計画」を平成25（2013）年3月に策定しました。

また、一宮市及び稲沢市でもそれぞれ健康増進計画（健康日本21計画）を策定し目標達成に努めています。

課 題

- 地域のがん罹患状況や生活習慣病との関連等より正確な分析をするために、医療機関への周知や協力依頼をする必要があります。

- 退院後、学校等への復学や治療を続けながら通学できるよう支援していく必要があります。

- 引き続き、がんの発症と生活習慣の関わりを理解を促し、がん予防のための生活習慣の改善を図っていく必要があります。特に喫煙の健康に及ぼす影響について啓発していく必要があります。

- 各市の健康増進計画の一層の推進を図るため、医療機関、行政、地域住民が一体となって協力・支援していく必要があります。

(2) がん検診の受診率及び精度管理の向上

- 当医療圏のがん検診の平成 30 (2018) 年度受診率は、胃がん検診 9.6%、子宮がん検診 12.2%、乳がん検診 11.6%、肺がん検診 13.8%、大腸がん検診 9.4%となっています。

(表 2-1-3)

(3) がん精密検査の受診率

- 当医療圏において、平成 29 (2017) 年度のがん精密検査受診率が最も高いのは乳がんで 95.8%、次いで胃がん 89.4%、子宮がん 86.1%、肺がん 83.1%、大腸がん 76.2%という状況です。(表 2-1-4)

(4) 喫煙率

- 当医療圏の平成 30 (2018) 年度の喫煙率は、一宮市で男性 31.7%、女性 8.3%、稲沢市で男性 30.8%、女性 6.9%です。愛知県の男性 34.2%、女性 8.7%に比べ、2 市共に低い状況となっています。(表 2-1-5)

(5) 受動喫煙防止対策の推進

- たばこの煙には、多くの発がん性物質や発がん促進物質が含まれており、たばこを吸う人ばかりでなく、吸わない人の危険も高めます。

令和 2 年 4 月 1 日改正健康増進法が全面施行され、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、原則敷地内禁煙や屋内禁煙にするとともに、施設の管理者が行うべき措置等について定められました。

3 医療提供体制

- 当医療圏では一宮市民病院が地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、セカンドオピニオン外来や相談支援センターの併設等ががん医療について地域の中核的な役割を担っています。

- 愛知県が実施しているがん登録事業によると、令和元 (2019) 年末現在院内がん登録を行っているのは 12 病院、2 診療所です。また、全国がん登録が法制化され、平成 28 (2016) 年 1 月から開始しています。

(表 2-1-6、表 2-1-7)

- 当医療圏では、放射線療法、薬物療法、外来薬物療法の実施機関があり、がん患者の受療行動をみると、多くは医療圏内で治療しています。(表 2-1-6、表 2-1-8)

- 十分な精度管理のもとで効果的ながん検診が実施されるよう、質的評価をしていく必要があります。

- 早期発見、早期治療のためにがん精密検査の未受診者対策の充実が必要です。

- がんの発症は、喫煙、食生活や運動などの生活習慣に深く関わっており、がんの予防において、適切な生活習慣を維持することの重要性について県民の理解が一層広まるよう知識普及に努める必要があります。

- 適切な受動喫煙防止対策が図られるよう、周知・啓発をする必要があります。

- 地域がん診療連携拠点病院の機能強化により、研修、相談支援、がんに関する情報収集・提供の充実を図る必要があります。

- 全国がん登録により集められたデータをもとに、がんに関する正しい知識について県民の方への周知・啓発する必要があります。

- 退院後のがん患者が住み慣れた家庭や他の診療所でも適切な治療が受けられるよう、病病連携、病診連携を推進する必要があります。

4 緩和ケア等

- 当医療圏では、平成 30（2018）年 10 月に一宮市民病院が緩和ケア病棟を開棟しています。また、一宮市民病院を含め、がん疼痛治療を行っている病院が 12 か所、精神症状のケアを行っている病院は 5 か所あります。（表 2-1-6）

また、病診連携に基づき、在宅で緩和医療を受ける人もあります。

- 地域がん診療連携拠点病院には緩和ケアチームが配置されています。
- かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理等が行われます。（表 2-1-9）

5 相談支援・情報提供

- がん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。

- 患者、家族が望む身近なところで生命、QOLを重視したケアを受けられるよう医療と介護も含めた関係機関が連携し、疼痛緩和に留まらず精神的、社会的援助も含めた多職種連携型の在宅緩和ケア支援体制を構築していく必要があります。

- 医療技術の進歩によりがん治療後の生存期間が大幅に改善してきたことから、治療後に通院しながら就労等の社会生活が営めるような外来緩和ケアの充実を図る必要があります。

- 小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん、希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応するための情報提供をしていく必要があります。

- がん患者が治療と仕事や学業を両立できる環境を整備していくため、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要があります。

【今後の方策】

- 地域がん診療連携拠点病院を中心とした医療機能の連携、研修、相談支援、がんに関する情報収集・提供の充実を図ります。
- がん登録の一層の推進を図ります。
- 各市の健康増進計画の推進について、関係機関と連携して支援・協力を行います。
- がん検診について、検診方法等の見直しも含め十分な精度管理のもとで効果的ながん検診を実施します。
- 受動喫煙防止対策の普及・啓発を行います。
- 女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。
- 就労等の社会生活を継続しながら外来でがん治療や緩和ケアを受けられる体制づくりを進めていきます。
- 小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。
- 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。

図 2-1-① 悪性新生物死亡率（人口 10 万対）の年次推移

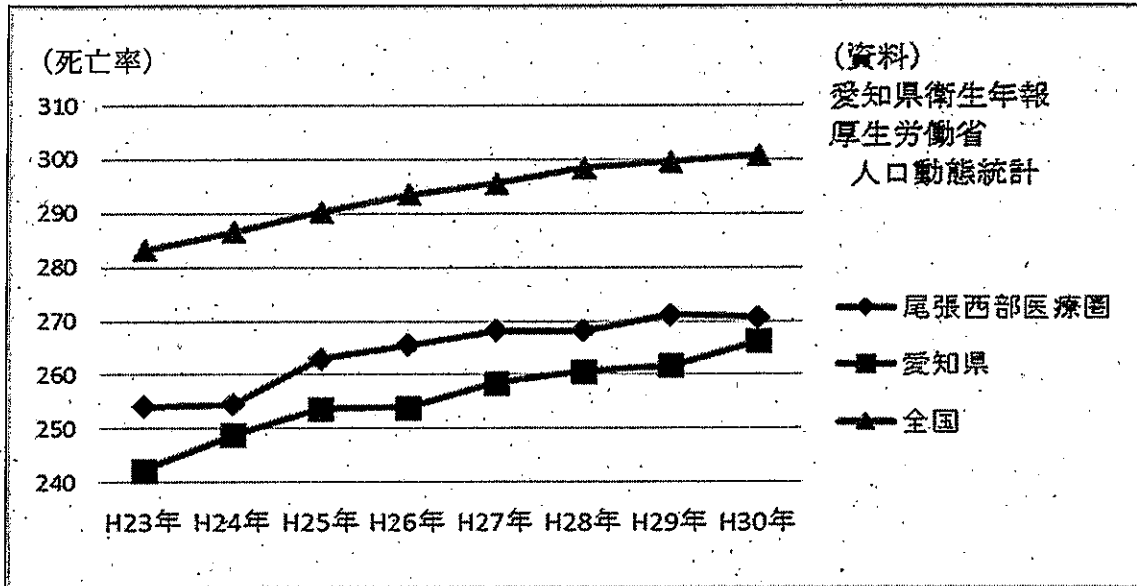


表 2-1-1 悪性新生物の死亡率（人口 10 万対）の年次推移 (単位：人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
死亡者数	1,310	1,313	1,357	1,369	1,388	1,387	1,402	1,397
死亡率	254.1	254.6	263.0	265.5	268.1	268.1	271.2	270.7

資料：愛知県衛生年報

表 2-1-2 主要部位がんの推計患者数（平成 29 年）上皮内がんを除く (単位：人)

部位	肺	胃	大腸	肝臓	乳房	子宮	全部位
男	312 (4,449)	348 (4,389)	363 (4,786)	107 (1,284)	4 (41)	— (—)	2,212 (29,137)
女	151 (2,029)	156 (1,769)	266 (3,467)	52 (605)	303 (4,564)	93 (1,552)	1,552 (20,763)
計	463 (6,478)	504 (6,158)	629 (8,253)	159 (1,890)	307 (4,605)	93 (1,552)	3,764 (49,901)

資料：愛知県悪性新生物患者登録事業（愛知県保健医療局）愛知県のがん統計（2020年12月）

注：表中の上段は、尾張西部医療圏、下段の（ ）は、愛知県全体の数です。

全部位計は表に記載した主要部位と、それ以外の全ての部位を含むがんの推計患者数です。

表 2-1-3 がん検診受診率（平成 30 年度） (単位：%)

	肺がん	胃がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
尾張西部医療圏	13.8	9.6	9.4	11.6	12.2
愛知県	8.3	8.3	8.4	15.0	17.7

資料：平成 30 年度 地域保健・健康増進事業報告

表 2-1-4 がん精密検査の受診率（平成 29 年度、老人保健法・健康増進法に基づくがん検診）

区 分		肺がん	胃がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
尾張西部 医療圏	要精検者数(人)	1,341	1,822	4,288	721	294
	受診者数(人)	1,115	1,628	3,269	691	253
	受診率(%)	83.1	89.4	76.2	95.8	86.1
愛知県 全体	要精検者数(人)	10,218	25,669	45,677	12,562	5,904
	受診者数(人)	7,928	21,165	31,639	11,002	3,923
	受診率(%)	77.6	82.5	69.3	87.6	66.4

資料：愛知県衛生年報

注：受診率＝（受診者数÷要精検者数）×100

表 2-1-5 喫煙率（平成 30 年度）（単位：％）

	男性	女性
一宮市	31.7	8.3
稲沢市	30.8	6.9
愛知県	34.2	8.7

資料：特定健診・特定保健指導等情報データを活用した分析（愛知県保健医療局）

表 2-1-6 圏域内病院におけるがん登録・がん疼痛治療・精神症状のケアの実施状況

		一宮市民病院 ※	木曾川市民病院	総合大雄会病院	泰玄会病院	千秋病院	尾洲病院	大雄会第一病院	尾西記念病院	一宮西病院	国井病院	稲沢市民病院	厚生連稲沢厚生病院	六輪病院	山下病院
がん登録の実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
がん 治療	化学療法実施	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線療法実施	○		○						○					
	外来化学療法実施	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
緩和 ケア	がん疼痛治療	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	精神症状のケア	○		○				○		○		○			

※ 地域がん診療連携拠点病院

資料：がん登録：愛知県保健医療局健康医務部健康対策課調査 悪性新生物届出医療機関（令和元年度）愛知県のがん統計（2020年11月）

緩和ケア、がん治療：医療機能情報公表システム

表 2-1-7 がん登録実施診療所一覧

一宮市	稲沢市
大雄会クリニック	たいらクリニック

資料：がん登録：愛知県保健医療局健康医務部健康対策課調査 悪性新生物届出医療機関（令和元年度）

表 2-1-8 がん手術適応入院患者の状況（令和 2 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査）

（単位：人／年）

	胃	大腸	乳腺	肺	子宮	肝臓	小児
人数	529	656	328	215	209	195	1
流出患者率	7.7%	8.9%	18.8%	21.5%	17.4%	28.2%	95.5%

資料：高齢者疾患医療連携体制推進事業（名古屋大学）

※ 流出患者率：本医療圏以外の医療施設を利用した患者の割合

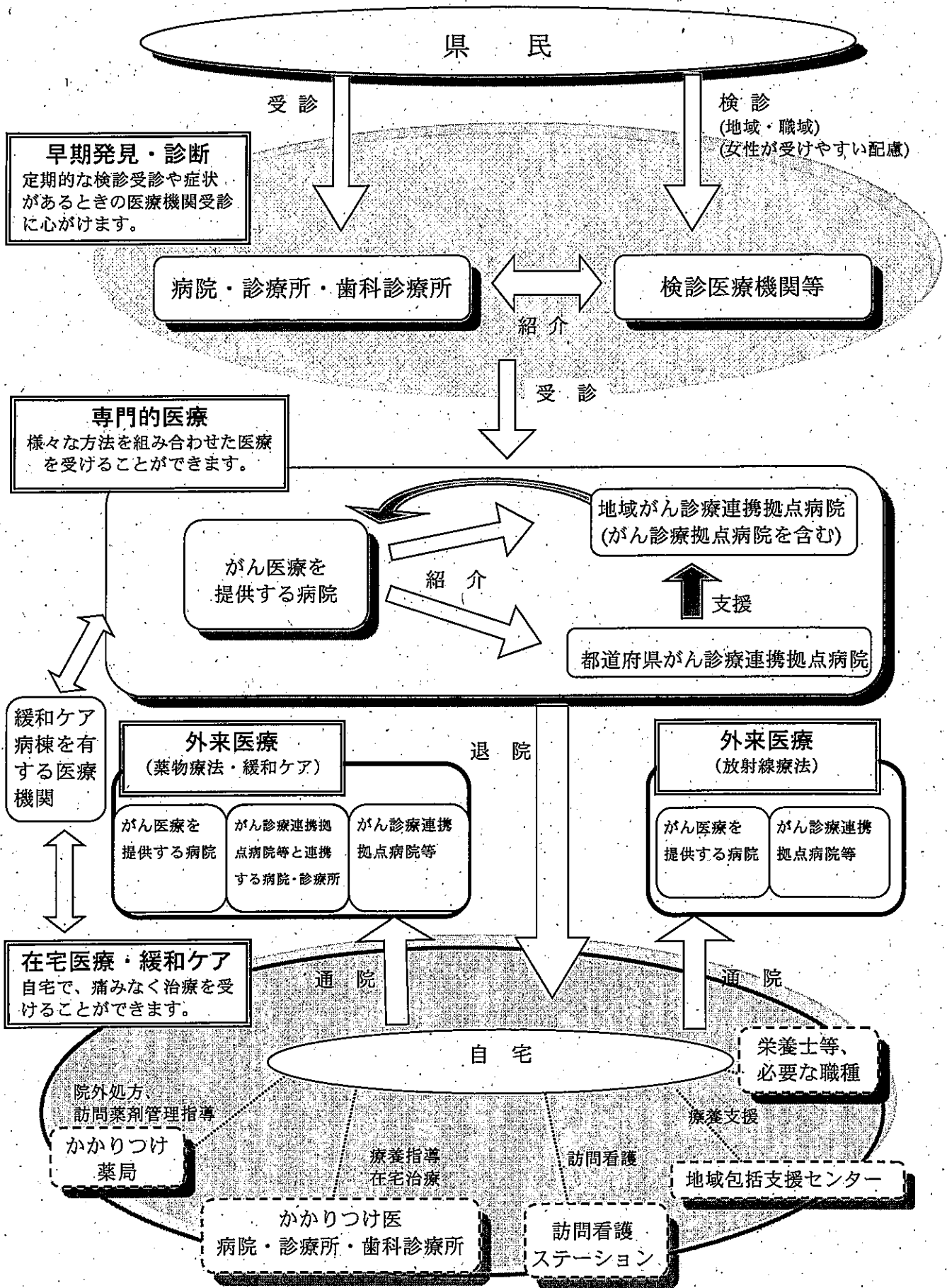
表 2-1-9 麻薬業務所数

（単位：件）

	病院	診療所	薬局
尾張西部医療圏	20	115	186

資料：愛知県衛生年報、保健所調べ（平成 31 年 3 月末現在）

がん 医療連携体系図



<医療連携体系図の説明>

1 早期発見・診断

- 有症状時には診療所への受診、あるいは検診医療機関等においてがん検診を受けます。
- 精密検査等必要に応じて専門的医療を行う病院等で受診します。
- 女性が検診やがんを含めた身体の悩みで、受診しやすい環境づくりを進めます。

2 入院医療

- 「地域がん診療連携拠点病院」等では、手術療法・放射線療法・薬物療法による集学的治療及び緩和ケア等、専門的ながん医療を提供しています。
- 必要に応じて緩和ケア病棟を有する医療機関への入院が実施されます。

3 外来医療

- 退院後は病状や年齢・就労状況等に応じて、外来で治療及び経過観察が行われます。
- 必要に応じて外来緩和ケアが実施されます。
- 必要に応じ、がんになっても働きながら外来通院を行えるよう、事業所の人事担当者・産業医等と医療機関は、患者同意のもと情報の共有を行い支援します。

4 在宅医療

- 退院後は病状や年齢等に応じて、在宅で治療及び経過観察が行われます。
- かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理等が行われます。
- 地域での療養支援について
 - ・診療所は在宅支援診療所として訪問診療・訪問看護等の医療的ケアによる支援をしています。必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
 - ・歯科診療所は、口腔外科と連携して、周術期の口腔ケア・口腔管理で支援をしています。
 - ・薬局は処方せんによる調剤や服薬指導等を行っています。
 - ・市、介護事業所、訪問看護ステーション等はそれぞれ関係機関と連携しながら、多職種で在宅での生活を援助・支援しています。

【用語等の説明】

- 地域がん診療連携拠点病院
 - ・地域住民が質の高いがん医療が受けられるように、厚生労働大臣が指定した施設です。
 - ・がんの医療にかかる質問や相談にお答えする相談支援センターを併設しています。
- がん診療拠点病院
 - 本県のがん医療の充実強化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第2節 脳卒中対策

【現状と課題】

現 状

1 現況

- 当医療圏の平成30(2018)年の脳血管疾患による死亡数は、348人で全死亡の6.9%を占め、死亡率(人口10万対)は、平成26(2014)年が75.2であったものが、平成28(2016)年には63.0と減少しますが、平成30(2018)年には67.4と増加しています。(表2-2-1)

また、標準化死亡比を市別、男女別にみると、脳血管疾患全体の死亡比は、国よりも低いが、県より一宮市男性で高くなっています。

(表2-2-2)

- 当医療圏の平成30(2018)年度特定健康診査(血圧検査受診者)のうちⅠ度からⅢ度の高血圧と判定された者は、23,388人(26.2%)でした。

一宮市、稲沢市ともに、県より多くなっていました。(表2-2-3)

2 予防

- 高血圧や糖尿病、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒等は、脳卒中の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。

3 医療提供体制

- 令和2(2020)年10月1日現在において、脳神経外科を標榜している病院は7病院、神経内科は3病院となっています。

- 愛知県医師会脳卒中救急医療システムの参加医療機関として、尾張西部医療圏では、令和2(2020)年5月28日現在、一宮市民病院、一宮西病院及び総合大雄会病院が指定されています。他の救急医療体制として、第2次救急輪番病院と救急指定病院があり、症状等により救急車で搬送します。

- 令和3(2021)年4月現在、愛知県医療機能情報公表システムによると当医療圏で開頭術(頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)、脳動静脈奇形摘出術、脳血管内手術及び脳腫瘍摘出術)を実施している病院は一宮市に3病院、稲沢市に1病院あります。

- 急性期脳梗塞に対して、有効とされる血栓溶解療法を実施している医療機関が一宮市にあります。

課 題

- 循環器疾患の危険因子となる高血圧、脂質異常症、肥満等の管理支援体制や生活習慣の改善が必要であり、地域住民が生活を考え、調整・管理できる地域職域づくりが必要です。

- 生活習慣病の発症は、食生活や運動等の生活習慣に深く関わっていることをすべての県民が理解するよう、周知に努める必要があります。

- 患者の受療行動をみると、多くが医療圏内で治療を受けています。(表 2-2-4)
- 令和 3(2021)年 4 月 1 日現在で、回復期リハビリテーション病床を有する病院は 6 病院です。
また、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は 16 病院です。(愛知県医療機能情報公表システム、届出受理医療機関名簿(東海北陸厚生局))
- 当医療圏において運動機能の維持等のため、在宅で通院によりリハビリを行っている診療所は令和 3(2021)年 4 月 1 日現在で、22 か所あります。(表 2-2-5)

4 医療連携体制

- 急性期、回復期から維持期を担う複数の関係機関相互で共有される脳卒中の「地域連携クリティカルパス」を導入している病院は令和 3(2021)年 4 月 30 日現在で 5 か所あります。
- 麻痺残存による嚥下障害のある脳卒中患者に対する、口腔管理体制が不十分です。

- 地域連携クリティカルパス等、急性期病院から回復期病院、更に地域の診療所への連携体制、地域の介護・福祉等との連携をさらに推し進める必要があります。
- 医療機関のみならず、保健・福祉のサービスを連動させた地域連携クリティカルパスの導入と多職種協働支援体制を推進する必要があります。
- 急性期の早い時期からの口腔管理が必要で、病院と歯科の連携体制の強化や退院時ケアカンファレンスに歯科医師が参加する必要があります。

【今後の方策】

- 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるよう努めます。
- 肥満、高血圧、脂質異常症等、脳卒中の危険因子を減少させるため医療・福祉関係機関や職域、学校等と連携して、生活習慣改善の普及・啓発活動を推進していきます。
- 脳卒中の在宅療養者や退院後リハビリテーションを必要とする人に継続的な支援を行うため、かかりつけ医を中心とした多職種連携体制の普及・定着を図ります。

表 2-2-1 尾張西部医療圏における脳血管疾患の死亡の推移
(単位：人)

年次	全死亡総数		脳血管疾患	
	実数	率	実数	率
平成23年	4,302	834.4	392	76.0
平成24年	4,466	866.0	402	78.0
平成25年	4,680	906.9	406	78.7
平成26年	4,627	897.2	388	75.2
平成27年	4,618	892.0	375	72.4
平成28年	4,755	919.1	326	63.0
平成29年	4,915	950.8	369	71.4
平成30年	5,010	971.0	348	67.4

資料：愛知県衛生年報

注：率（人口10万対）

表 2-2-2 尾張西部医療圏における脳血管疾患の標準化死亡比 平成26年～平成30年

	一宮市		稲沢市		愛知県	
	男	女	男	女	男	女
脳血管疾患	92.8	92.0	89.6	92.3	91.1	95.7
くも膜下出血	109.5	100.3	78.5	116.6	92.5	99.3
脳内出血	95.6	86.2	87.8	77.4	92.8	99.1
脳梗塞	88.0	92.1	90.5	88.8	89.2	93.0

資料：愛知県衛生研究所にて統計処理

※ 全国値を100として、比較する。

表 2-2-3 特定健康診査受診者の血圧区分割合 平成30年度（単位：人（％））

	一宮市	稲沢市	尾張西部医療圏	愛知県
正常値 <130かつ<85	35,053 (54.1)	13,206 (54.3)	48,259 (54.1)	633,453 (57.7)
正常高値 130～139または85～89	12,693 (19.6)	4,792 (19.7)	17,485 (19.6)	210,446 (19.2)
I度高血圧 140～159または90～99	13,141 (20.3)	4,834 (19.9)	17,975 (20.2)	194,466 (17.7)
II度高血圧 160～179または100～109	3,219 (5.0)	1,147 (4.7)	4,366 (4.9)	48,978 (4.5)
III度高血圧 ≥180かつ<90	701 (1.1)	346 (1.4)	1,047 (1.2)	11,005 (1.0)
高血圧の割合	(26.3)	(26.0)	(26.2)	(23.2)

資料：特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価
(愛知県保健医療局健康医務部健康対策課)

表 2-2-4 脳卒中入院患者の状況(令和 2 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査)

(単位：人／年)

	くも膜下出血 (手術なし)	くも膜下出血 (手術あり)	脳梗塞 (手術なし)	脳梗塞 (手術あり)	脳出血 (手術なし)	脳出血 (手術あり)
人 数	98	72	1,825	162	551	69
流出患者率	4.9%	5.3%	8.7%	4.7%	9.5%	10.4%

資料：高齢者疾患医療連携体制推進事業(名古屋大学)

※ 流出患者率：本医療圏以外の医療施設を利用した患者の割合

表 2-2-5 通院でリハビリテーションを実施している診療所(※)

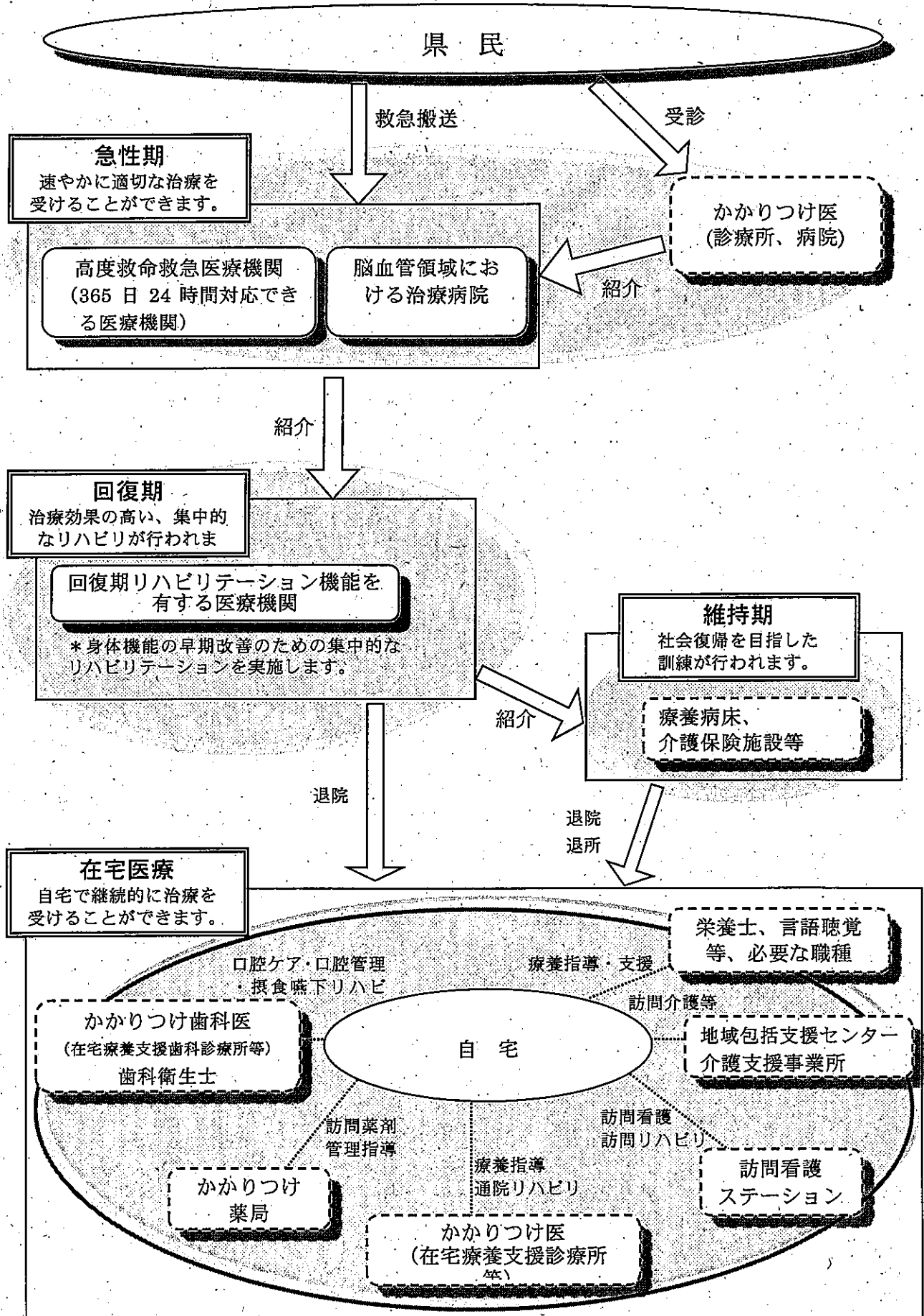
	施 設 名
一 宮 市	磯村医院
	医療法人恵仁会一宮整形外科
	医療法人いつき会いつきクリニック一宮
	医療法人岩田整形外科医院
	宇野医院
	かとうリウマチ整形外科
	きし整形外科
	孝友クリニック
	医療法人墨医院
	中島整形外科クリニック
	医療法人中村整形外科
	萩原整形外科リウマチクリニック
	藤クリニック
	ふじなみ整形外科
	藤本整形外科
	医療法人愛礼会松前内科医院
米 沢 市	みやび整形外科
	森整形外科
	やまざき整形外科・リウマチクリニック
稲 沢 市	こんどう整形外科
	医療法人恭純会服部整形外科
	みやた整形外科

資料：県内医療機関名簿(愛知県保健医療局健康医務部医務課)

届出受理医療機関名簿(東海北陸厚生局)

※ 医療法上で、リハビリテーション科を標榜しており、医療保険上のリハビリテーション料の施設基準届出を提出している診療所を集計しています。

脳卒中 医療連携体系図



<脳卒中医療連携体系図の説明>

1. 急性期

- 県民は、「高度救命救急医療機関」や「脳血管領域における治療病院」で専門的な治療を受けます。
- 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7人以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4人以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
- 「脳血管領域における治療病院」とは、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。

2. 回復期

- 県民は、回復期リハビリテーション機能をもつ医療機関で、身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを受けます。
- 「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院、又は脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院です。

3. 維持期

- 県民は、療養病床のある病院や介護保険施設等で、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受け、在宅等への復帰及び日常生活の継続を行います。

4. 在宅医療

- かかりつけ医を始め保健・医療・福祉が連携して在宅等の生活の場で療養できるようにします。
- 維持期における地域での療養支援について
 - ・ 診療所は在宅支援診療所として訪問診療・訪問看護等の医療的ケアによる支援をしています。
 - ・ 歯科診療所は口腔管理で支援をしています。
 - ・ 薬局は処方せんによる調剤や服薬指導等をしています。
 - ・ 市、介護事業所、訪問看護ステーション等はそれぞれ関係機関と連携しながら、多職種で在宅での生活を援助・支援しています。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策

【現状と課題】

現 状

1 現況

- 当医療圏における平成 30 (2018) 年の心疾患による死亡数は、720 人で全死亡の 14.4%を占めています。

死亡率(人口 10 万対)は、平成 20 (2008) 年が 114.8 であったものが、平成 25 (2013) 年は 119.8 となり、平成 30 (2018) 年は 139.5 となっています。また、平成 26 (2014) 年から平成 30 (2018) 年の心疾患死亡を標準化死亡比で見ると、愛知県全体と比べ一宮市では女性の急性心筋梗塞以外の虚血性疾患、女性の心不全が高く、稲沢市では急性心筋梗塞が高くなっています。

(表 2-3-1) (表 2-3-2)

2 予防

- 高血圧や糖尿病、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒等は、心筋梗塞の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。
- 当医療圏の平成 30 (2018) 年度特定健康診査(血圧検査受診者)のうちⅠ度からⅢ度の高血圧と判定された者は、23,388 人(26.2%)でした。一宮市、稲沢市ともに、県より多くなっていました。(表 2-2-3)

3 医療提供体制

- 当医療圏で心臓血管外科を標榜している病院は、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在で 4 病院です。そのうち回復期リハビリテーション病棟の届け出を行い、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院は 3 病院です。(県内医療機関名簿(愛知県保健医療局健康医務部医務課)届出受理医療機関名簿(東海北陸厚生局))
- 愛知県医師会急性心筋梗塞システムの参加医療機関として、尾張西部医療圏では令和元(2019)年 7 月 11 日現在、一宮市民病院、総合大雄会病院及び一宮西病院が指定されています。
- 急性心筋梗塞により入院又は、搬送された場合、心臓カテーテル検査、経皮的冠動脈形成術(PTCA)、経皮的冠動脈ステント留置術、経皮的冠動脈血栓吸引術等対応が可能な病院は、一宮市に 4 病院、稲沢市に 2 病院あります。(表 2-3-3)

課 題

- 危険因子となる高血圧、脂質異常症、肥満等予防のために生活習慣の改善を地域住民が考えていくような地域づくりが必要です。

- 生活習慣病の発症は、食生活や運動等の生活習慣に深く関わっていることをすべての県民が理解するよう、周知に努める必要があります。
- 各種健診の受診率を高め、早期に指導、治療等、予防的な支援が必要です。
- 地域のかかりつけ医に、知識や技術に関する教育の充実を図る必要があります。

- 患者の受療行動を、令和元(2019)年度DPC導入の影響評価に係る調査で見ると、大動脈解離については他の医療圏へ流出が多くなっています。(表2-3-4)

4. 医療連携体制

- 診療所は地域のかかりつけ医として、病院と連携しつつ患者に日常生活の助言・指導を行い再発予防の支援をしています。
- 薬局は、処方せんによる調剤や服薬の指導、「お薬手帳」の発行等、地域により在宅生活の支援をしています。

- 、在宅復帰後においても、かかりつけ医を中心に、基礎疾患や危険因子(高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等)の管理が継続的に行われるために多職種協働で支援する連携体制やカンファレンスが必要です。

【今後の方策】

- 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるよう努めます。
- 地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の役割を明確にし、多職種協働支援体制の普及・定着を図ります。
- 肥満、高血圧、脂質異常症等、心疾患の危険因子を減少させるため医療・福祉関係機関や職域、学校等と連携して、生活習慣改善の普及・啓発活動を推進していきます。
- 心疾患の在宅療養者や退院後リハビリテーションを必要とする人に継続的な支援を行うため、かかりつけ医を中心とした連携体制の普及・定着を図ります。

表2-3-1 尾張西部医療圏における循環器疾患死亡の推移

(単位：人)

年次	全死亡総数		循環器疾患		高血圧性疾患		心疾患		大動脈瘤及び解離	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
平成23年	4,302	834.4	1,145	222.1	21	4.1	649	125.9	64	12.4
平成24年	4,466	866.0	1,086	210.6	25	4.8	584	113.2	56	10.9
平成25年	4,680	906.9	1,131	219.2	18	3.5	618	119.8	69	13.4
平成26年	4,627	897.2	1,097	212.7	16	3.1	607	117.7	63	12.2
平成27年	4,618	892.0	1,095	211.5	15	2.9	618	119.4	66	12.7
平成28年	4,755	919.1	1,064	205.7	29	5.6	635	122.7	60	11.6
平成29年	4,915	950.8	1,148	222.1	18	3.5	653	126.3	82	15.9
平成30年	5,010	971.0	1,234	239.2	33	6.4	720	139.5	87	16.9

資料：愛知県衛生年報

注：率(人口10万対)

表 2-3-2 尾張西部医療圏における心疾患の標準化死亡比 平成 26 年～平成 30 年

		男性		女性	
		死亡数(人)	EBSMR*	死亡数(人)	EBSMR*
心疾患 (高血圧を除く)	一宮市	1,172	89.2	1,251	99.0
	稲沢市	400	83.5	410	90.6
	愛知県	20,105	82.4	22,607	92.7
急性心筋梗塞	一宮市	212	73.8	143	75.6
	稲沢市	133	120.8	88	124.0
	愛知県	4,571	84.4	3,328	90.7
その他の 虚血性心疾患	一宮市	288	98.5	224	121.5
	稲沢市	73	70.0	43	68.3
	愛知県	4,405	82.1	3,164	91.8
心不全	一宮市	368	93.6	548	101.2
	稲沢市	111	78.0	179	91.8
	愛知県	5,874	80.7	9,879	93.4

資料：愛知県衛生研究所にて統計処理

*EBSMR（ベイズ推定値）：地域間格差や経年比較に耐えられるよう信頼性の高い指標を求めため、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた推定値

表 2-3-3 尾張西部医療圏内急性心筋梗塞応需状況 令和 3 年 4 月 1 日現在

病 院 名	愛知県急性 心筋梗塞シ ステム参加 医療機関	心臓カテ ーテル法 による 諸 検 査	経 皮 的 冠 動 脈 形 成 術 (PTCA)	経 皮 的 冠 動 脈 ス テ ン ト 留 置 術	経 皮 的 冠 動 脈 血 栓 吸 引 術	冠 動 脈 バ イ パ ス 術
一宮市民病院	○	○	○	○	○	○
総合大雄会病院	○	○	○	○	○	○
泰玄会病院		○	○	○		
一宮西病院	○	○	○	○	○	○
稲沢市民病院		○	○	○		
厚生連稲沢厚生病院		○	○	○		

(注) 「○」は各病院が実施可能な手術または検査を示す。

資料：愛知県医療機能情報公表システム

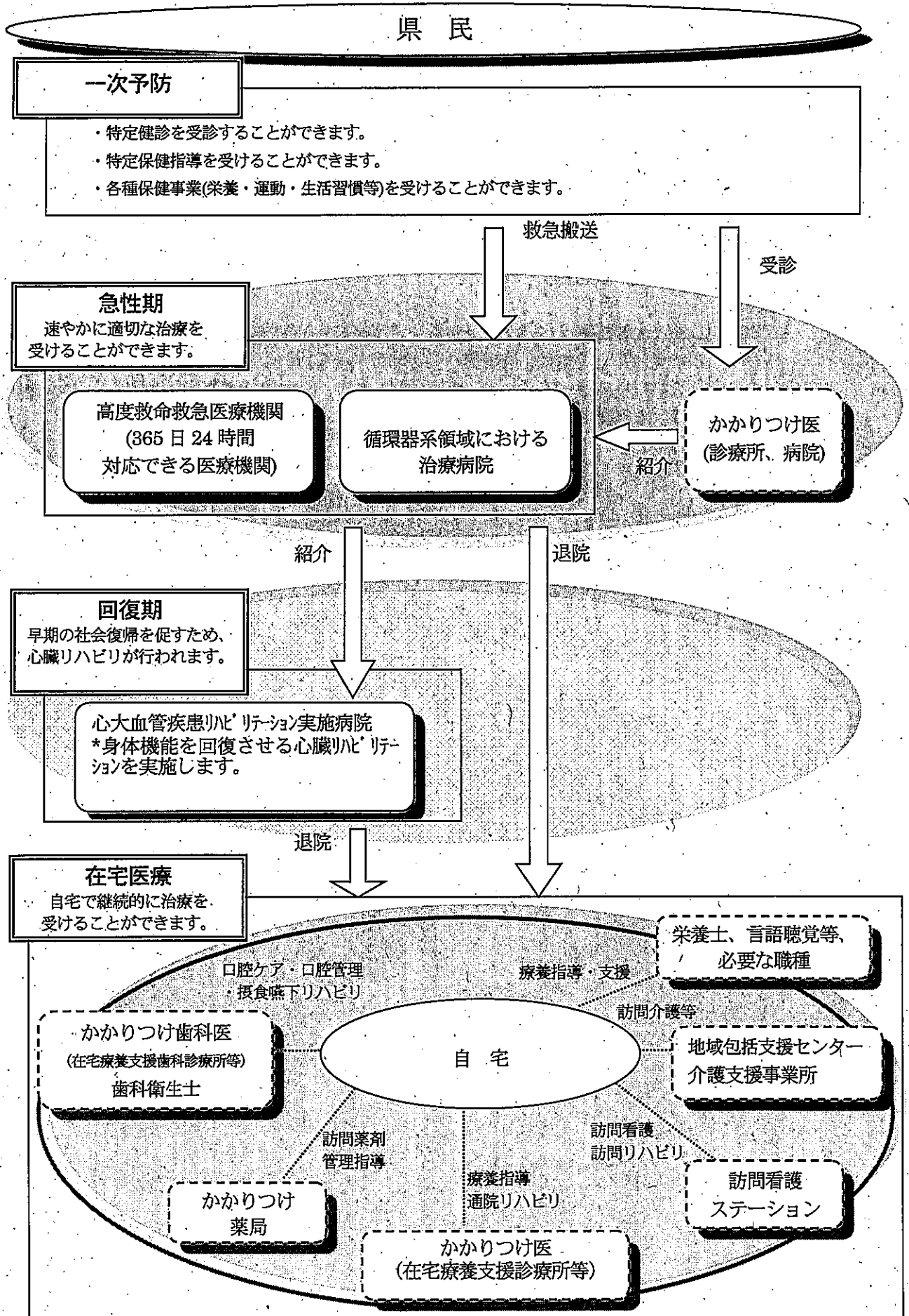
表 2-3-4 心疾患入院患者の状況(令和 2 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査) (単位：人/年)

	急性心筋梗塞 (手術なし)	急性心筋梗塞 (手術あり)	狭心症 (手術なし)	狭心症 (手術あり)	大動脈解離 (手術なし)	大動脈解離 (手術あり)
人 数	69	263	1,135	735	77	27
流出患者率	4.2%	5.7%	3.2%	7.2%	4.9%	18.2%

資料：高齢者疾患医療連携体制推進事業(名古屋大学)

※ 流出患者率：本医療圏以外の医療施設を利用した患者の割合

心筋梗塞等の心血管疾患 医療連携体系図



<心筋梗塞等の心血管疾患医療連携体系図の説明>

1 一次予防

- 県民は、特定健診、特定保健指導を受けることができます。必要に応じ栄養、運動等の保健指導を受けることができます。

2 急性期

- 県民は「高度救命救急医療機関」及び「循環器系領域における治療病院」で、速やかに適切な専門的治療を受けます。
- 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7人以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4人以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍している病院です。
- 「循環器系領域における治療病院」とは、経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術（PTCA）を実施している病院です。

3 回復期

- 県民は、心大血管疾患リハビリテーション実施病院で身体機能を回復させる心臓リハビリテーションを受けるとともに、在宅等への復帰の準備を行います。
- 「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。

4 在宅医療

- 在宅療養の支援をします。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第4節 糖尿病対策

【現状と課題】

現 状

1 糖尿病患者数

- 当医療圏の平成 30(2018)年度特定健康診査・特定保健指導の結果をみると、高血糖で治療をしている者は6,524人(男性4,015人、女性2,509人)で、県に比べてやや多くなっています。そのうちHbA1c(NGSP値)が7.0以上の者が、2,065人(男性1,227人、女性838人)です。

糖尿病診断の目安となるHbA1c(NGSP値)6.5以上で治療をしていない者は2,296人(男性1,367人、女性929人)で、国民健康保険加入者については、各市が個別通知、電話や訪問等で受診勧奨し、重症化予防に努めています。

糖尿病治療をしている6,524人と、糖尿病の治療はしていないがHbA1c(NGSP値)6.5以上の者2,296人を合わせると合計8,820人で、受診者(89,093人)全体の9.9%になります。その割合は、治療中の者が多いため、県の8.7%よりやや高くなっています。(表2-4-1、表2-4-2)

- 新規透析導入者の原因約半数は、糖尿病性腎症であり、平成 27(2015)年は新規透析導入者113人中38人(33.6%)が糖尿病性です。

2 糖尿病予防

- 糖尿病は、1型糖尿病とわが国の糖尿病の大部分を占める2型糖尿病に分けられます。このうち2型糖尿病の発症には肥満や食生活、運動、ストレス等の生活習慣が密接に関連しており重症化すると人工透析が必要な糖尿病性腎症や視力が低下する糖尿病性網膜症といった合併症を併発し生活の質を著しく損ないます。

- 愛知県は、平成 24(2012)年度に策定した「健康日本21あいち新計画」において、糖尿病患者の増加の抑制と重症化予防等に取り組むこととしています。

- 一宮市及び稲沢市においても、それぞれ健康増進計画(第2次健康日本21計画)を策定し目標達成に努めています。

3 医療提供体制

- 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導、又は糖尿病患者教育を実施している病院(中核的病院)は、令和3(2021)年4月1日現在で13施設あります。(愛知県医療機能情報提供システム)

- 専門医のいる医療機関数は、糖尿病専門医は一宮市12機関、稲沢市7機関、内分泌代謝科専門医は一宮市8機関、稲沢市3機関です。

課 題

- 当医療圏は、要治療の者の割合が高くなっており、一次予防が重要です。早期から指導支援を行い、定期受診の継続、生活習慣の改善ができる体制づくり、正しい知識の普及・啓発が必要です。

- ハイリスク者に対して、今後も継続して健診後の適切な保健指導、受診勧奨を行う必要があります。

- 糖尿病性腎症による新規透析導入患者を抑制する必要があります。

- 特定健診の受診率を高め、早期のリスク改善を促す必要があります。

- 健診結果の要再検査、要医療者への受診勧奨、治療者への治療継続の指導を行い、治療中のコントロール不良者については主治医と連携し支援する必要があります。

- 初期、境界域糖尿病患者に対する教育を充実させるために、地域や医療機関等関係機関の一層の連携が求められます。

- 各市の健康増進計画の一層の推進を図るため、関係機関及び地域住民が一体となって協力・支援していく必要があります。

- 糖尿病の合併症である歯周病を予防する必要性からも地域の歯科診療所との連携が求められます。

- 症状の各時期での連携が円滑にできるよう、医療機関、市、職域等が連携を推進する必要があります。

人工透析実施機関は、一宮市 8 機関、稲沢市 4 機関です。(表 2-4-3)

4 医療連携体制

○ 糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成 30(2018)年 3 月に策定された愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを基に、地域連携会議を開催し、市国保及び関係団体等との情報共有や連携体制の構築を図っています。

○ 糖尿病対策では症状の各時期での医療の連携が重要です。地域において病院、診療所、歯科診療所がそれぞれの機能を生かした役割分担を行い、病診連携及び病病連携を推進する必要があります。

4.5 食育推進協力店の指定

○ 外食する機会が増加している今日、食生活は、家庭食だけでなく加工食品や外食を含めて適切に管理し、糖尿病を始めとする生活習慣病を予防する必要性が高まっています。

愛知県では、栄養成分表示等、食育や健康に関する情報を提供する施設を「食育推進協力店」として平成 20(2008)年 4 月から登録し、県民に対して糖尿病等、生活習慣病の予防や健康づくりに関する情報の提供を行っています。

○ 令和 3(2021)年 3 月 30 日現在の尾張西部医療圏における食育推進協力店の登録数は、244 店(一宮市 162 店、稲沢市 82 店)です。

○ 食生活習慣改善の啓発を多面的に展開するため、食育推進協力店をより一層普及させる必要があります。

【今後の方策】

- 発症予防・重症化予防を行う市及び保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進めていきます。
- 糖尿病の合併症予防のため、医科診療所と歯科診療所との連携を図ります。
- 食育推進協力店の普及や糖尿病の予防に有効な情報提供の充実に取り組みます。
- 特定健康診査を始め各保険者が実施する健診をより多くの方に受診していただくよう地域・職域が活動状況や課題を共有し、それぞれが持つ社会資源を有効に活用して受診啓発に努めます。
- 各市の健康増進計画の推進について、関係機関と連携して支援・協力を行います。

表 2-4-1 特定健診受診者の血糖値による事後指導区分

		一宮市		稲沢市		尾張西部医療圏		愛知県		
		男	女	男	女	男	女	男	女	
異常なし	保健指導なし	15,255	16,475	5,566	6,321	20,821	22,796	333,066	306,338	
		(46.5)	(51.5)	(45.4)	(52.5)	(46.2)	(51.8)	(45.1)	(51.7)	
異常あり	治療なし	保健指導対象者	13,070	12,827	5,075	4,769	18,145	17,596	311,450	245,317
			(39.8)	(40.1)	(41.4)	(39.6)	(40.3)	(40.0)	(42.2)	(41.4)
	受診勧奨対象者	1,473	781	615	342	2,088	1,123	36,488	15,048	
		(4.5)	(2.4)	(5.0)	(2.8)	(4.6)	(2.6)	(4.9)	(2.5)	
受診者の内、治療中の者		3,003	1,899	1,012	610	4,015	2,509	57,245	25,686	
		(9.2)	(5.9)	(8.2)	(5.1)	(8.9)	(5.7)	(7.8)	(4.3)	
合計		32,801	31,982	12,268	12,042	45,069	44,024	738,249	592,389	

※上段は人数、下段は割合(%)を示す

平成 30 年特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価

(愛知県保健医療局健康医務部健康対策課)

注：HbA1c 未受検者を含みます。

表 2-4-2 特定健診受診者の内、HbA1c検査を実施した者の血糖値の状況

		一宮市		稲沢市		尾張西部医療圏		愛知県	
		男	女	男	女	男	女	男	女
未治療者	HbA1c6.5以上	1,002	667	365	262	1,367	929	22,295	11,058
	未治療者のうちHbA1c 6.5以上の者の割合	(4.6)	(2.5)	(4.4)	(2.7)	(4.5)	(2.6)	(4.5)	(2.3)
治療中	受検者の内、治療中の者	2,405	1,769	839	552	3,244	2,321	45,530	23,183
	受検者のうち治療中の者の割合	(9.9)	(6.3)	(9.2)	(5.4)	(9.7)	(6.1)	(8.4)	(4.7)
	[再掲] HbA1c7.0以上の者	907	651	320	187	1,227	838	19,704	9,076
	治療中の者のうちHbA1c 7.0以上の者の割合	(37.7)	(36.8)	(38.1)	(33.9)	(37.8)	(36.1)	(43.3)	(39.1)

※用語説明：「未治療者」＝治療をしていない人、「治療中」＝糖尿病治療をしている人

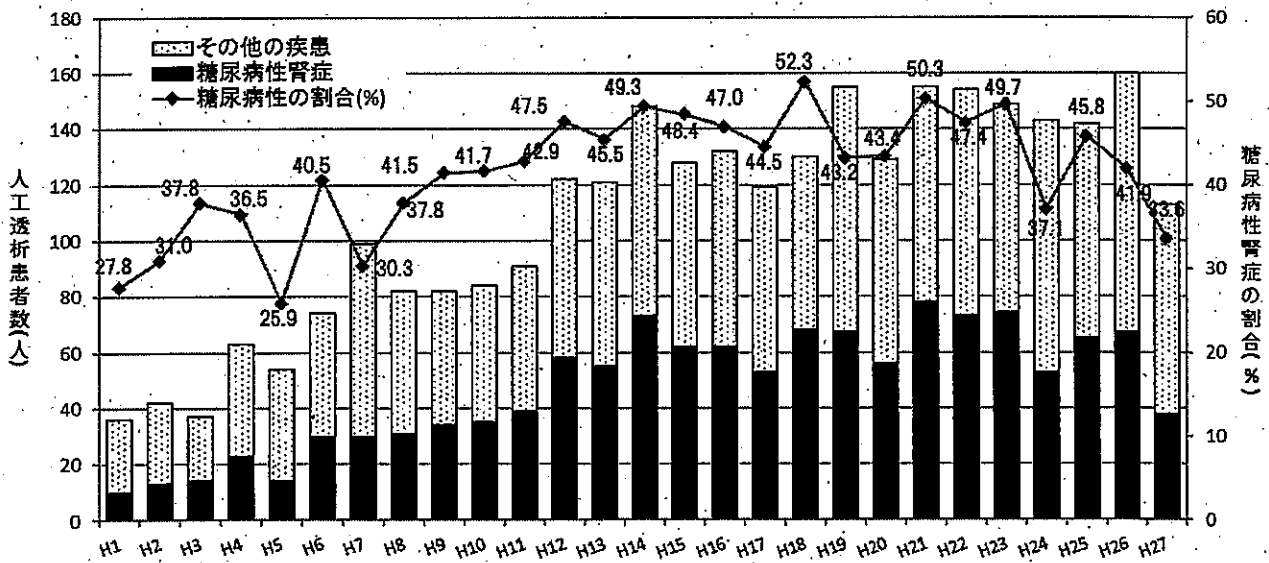
「受検者」＝受診者のうち、HbA1cの検査を実施した人

※上段は人数、下段は割合(%)を示す

平成30年特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価

(愛知県保健医療局健康医務部健康対策課)

図 2-4-① 糖尿病性腎症患者の年次推移(尾張西部医療圏)



資料：愛知腎臓財団「慢性腎不全患者の実態」から作成

注：近年の発生数は、関係機関からの情報入手に遅延があり、次年ごとに修されます。

表 2-4-3 糖尿病専門医のいる医療機関数及び人工透析実施機関の状況

(単位：件)

		一宮市	稲沢市
専門医のいる医療機関	糖尿病専門	12	7
	内分泌代謝科専門	8	3
人工透析実施機関		8	4

資料：医療機能情報公表システム (令和3年4月末現在)

糖尿病医療連携体系図

目安となる検査数値

正常域

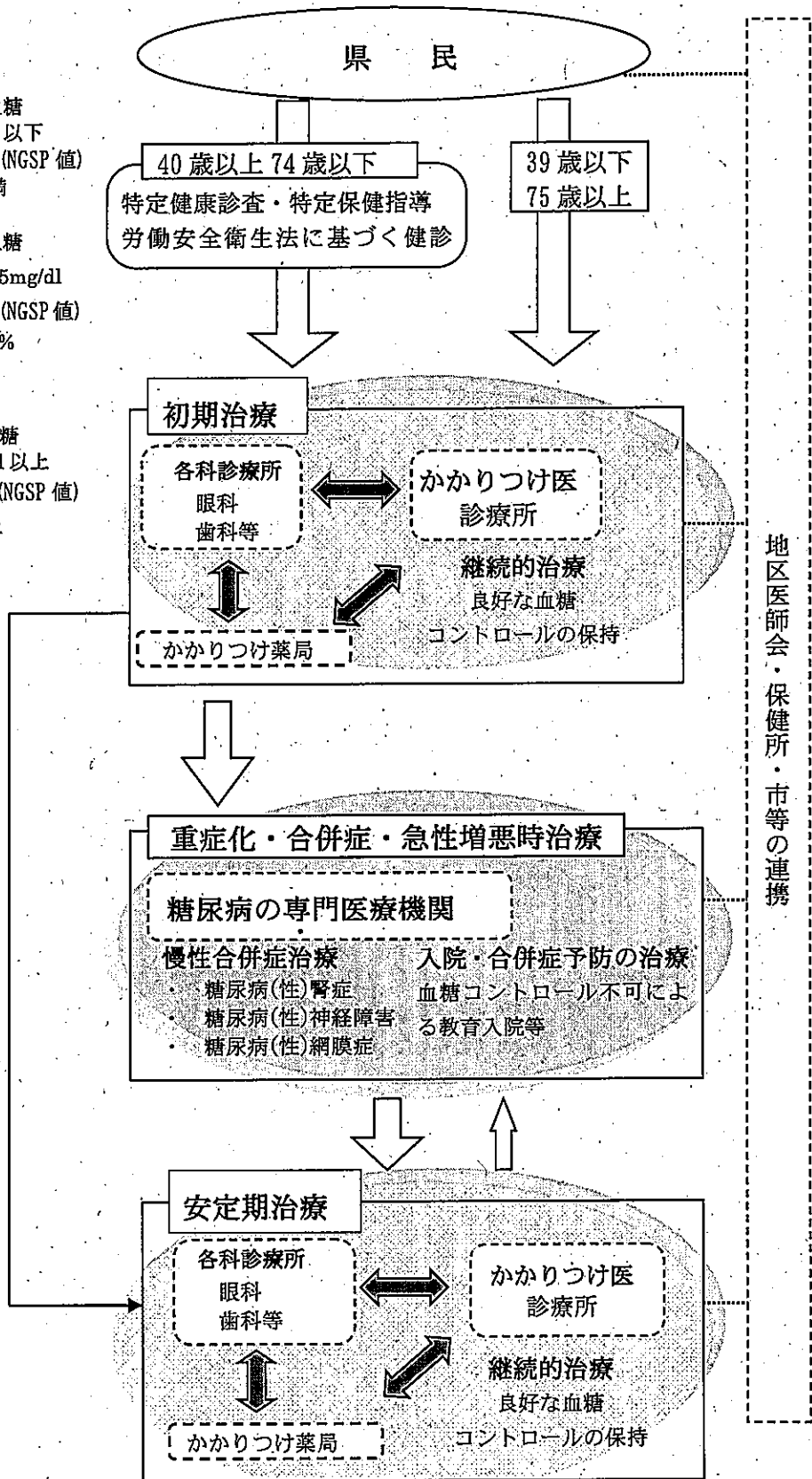
- 空腹時血糖 99mg/dl 以下
- HbA1c (NGSP 値) 5.6%未満

境界域期

- 空腹時血糖 100-125mg/dl
- HbA1c (NGSP 値) 5.6-6.4%

糖尿病の発生

- 空腹時血糖 126mg/dl 以上
- HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上



<糖尿病医療連携体系図の説明>

1 早期発見・早期治療

- 特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健診等により糖尿病の早期発見や糖尿病予備群のリスクを発見し、受診や生活習慣の改善を促します。

2 重症化予防

- かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症の予防を促します。
- 診療所はかかりつけ医として境界型糖尿病（予備群）に対する発症予防、また有病者の日常管理や食事指導、運動指導等を行っています。
- 歯科診療所は合併症である歯周病等の予防や治療を行っています。
- 糖尿病専門医療機関は、過食と肥満を是正するための食事療法や運動療法のほか、必要に応じて糖代謝異常の抑制を行い合併症の発症予防と進行防止を図ります。

3 合併症予防

- 重症化した場合や急性増悪時には、糖尿病専門医療機関で治療を受けます。
 - 症状が安定した場合には、かかりつけ医において継続的な治療を受けます。
 - 糖尿病の病状に応じた適切な保健指導・医療が受けられるよう地域の診療所・病院との連携により治療と発症予防に協力しています。
- また、人工透析や網膜症治療についても病・診あるいは診・診の連携をとっています。

※ HbA1c の値については、従来の JDS 値から国際比較ができる NGSP 値 (=JDS 値+0.4) に変更されました。

第5節 精神保健医療対策

【現状と課題】

現 状

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 市、障害者基幹相談支援センター、精神科病院、相談支援事業所、保健所等が協働して、精神科病院からの地域移行の推進や、精神障害者の地域生活支援のための体制整備に取り組んでいます。

令和2(2020)年度の精神障害者の地域移行支援の支給決定は一宮市2件、稲沢市1件となっています。

- 地域で生活する精神障害者を支えるアウトリーチについては、精神科訪問看護をいまむら病院、上林記念病院、いまいせ心療センター、厚生連稲沢厚生病院、北津島病院の5か所の病院が実施しています。

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

(1) 統合失調症

- 旧県一宮保健所の令和2(2020)年12月末の精神障害者把握状況によると統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害による患者(疾患ごとの自立支援医療(精神通院)受給者数と精神保健福祉手帳所持者数を足した)数は1,733人となっています。

(表2-5-1)

(2) うつ病・躁うつ病(双極性障害)

- 旧県一宮保健所の令和2(2020)年12月末の精神障害者把握状況によると躁うつ病を含む気分(感情)障害による患者(疾患ごとの自立支援医療(精神通院)受給者数と精神保健福祉手帳所持者数を足した)数は3,994人となっています。(表2-5-1)

- うつ病等の早期発見・早期治療を図るため、保健所ではうつ病家族教室を実施しています。

(3) 認知症

- 旧県一宮保健所の令和2(2020)年12月末の精神障害者把握状況によると認知症の患者(疾患ごとの自立支援医療(精神通院)受給者数と精神保健福祉手帳所持者数を足した)数は457人となっています。国の調査によると、令和7年(2025)には、65歳以上高齢者に対する割合は現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇すると予測されており、この地域の人口に当てはめると

課 題

- 関係機関が地域の課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みをさらに推進していく必要があります。

- 治療抵抗性統合失調症治療薬や mETC (修正型電気けいれん療法)による専門的治療方法を実施している医療機関を明確にしておく必要があります。

- 認知行動療法や mECT (修正型電気けいれん療法)が実施できる医療機関を明確にする必要があります。

- 地域において、認知症疾患患者が生活することができる体制を整備していく必要があります。

約 28,000 人になると推計されます。

(表 2-5-1)

- いまいせ心療センターが、認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして設置されています。

(4) 児童・思春期精神疾患

- こころの健康推進室調べによるとこの地域では 5 か所の医療機関が対応しております。(表 2-5-2)

(5) 発達障害

- こころの健康推進室調べによるとこの地域では 8 か所の医療機関が対応しております。(表 2-5-2)

(6) 依存症

- アルコール依存症対策については、平成 28 (2016) 年度に策定した「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、地域連携会議、専門相談等の取組を進めています。

- この地域におけるアルコール依存症専門医療機関は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在 1 か所となっています。

- ギャンブル等依存症対策については、令和元 (2019) 年度に策定した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、相談支援窓口の啓発普及等に取り組んでいます。

(7) その他の精神疾患等

- 外傷後ストレス障害 (PTSD)、摂食障害、てんかんは各精神科医療機関において治療しています。

- 高次脳機能障害については名古屋市立総合リハビリテーションセンター及び特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」がを県の高次脳機能障害支援拠点機関とされしています。

(8) 精神科救急

- 精神科救急情報センターでは、24 時間 365 日体制で精神障害者やその家族等からの電話による緊急な医療相談に対応しています。

- 休日・夜間の精神科救急医療体制については、県内 3 ブロックの輪番制 (空床各 1 床) と後方支援基幹病院 (空床各 1 床)、及び県精神医療センターの後方支援 (空床 5 床) により運用しており、この地域は尾張 A ブロックに属しています。(表 2-5-3)

(9) 身体合併症

- 県が推進している、救急病院と精神科病院の連携事業に取り組んでいる医療機関はこの地域にはありません。

- 児童・思春期精神疾患に対応できる専門病床を更に確保していく必要があります。

- 発達障害に対応できる専門医療機関を明確にする必要があります。

- アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を整備していく必要があります。

- 外傷後ストレス障害 (PTSD)、摂食障害、てんかん、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にする必要があります。

- 複数の患者の入院が必要な場合に対応できる体制を構築する必要があります。

- 精神科救急対応の迅速化を図るため、休日・夜間における通報受理体制及び移送体制を整備する必要があります。

- この地域でも連携を進めていく必要があります。

(10) 自殺対策

- 平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とした「あいち自殺対策総合計画」に基づく取組を推進し、令和元(2019)年の自殺者数は82人と平成25(2013)年以降100人未満で経過しています。今後、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動への影響により、自殺のリスクが高まることもあり得ます。

(11) 災害精神医療

- 災害時には、被災地での精神科医療の提供や被災した医療機関への専門的支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)が県下で編成され支援される予定です。

(12) 医療観察法における対象者への医療

- 令和3(2021)年5月現在、指定通院医療機関は上林記念病院、北津島病院の2か所です。

- あいち自殺対策総合計画に基づき取組みを推進し、更なる自殺者数の減少を目指す必要があります。

- 災害時に精神疾患を有する患者の受け入れ機能等、災害時における精神科医療の提供体制の強化が必要です。

- 医療観察法における対象者へはよりきめ細かな支援をする必要があります。

【今後の方策】

- 関係機関が地域の課題を共有し、精神科病院からの地域移行をさらに進めるため、地域包括ケアシステムの構築に資する取組みを推進していく必要があります。
- 関係機関からなる精神保健福祉推進協議会等において地域における取り組むべき諸施策を検討し、一層緊密な連携を図っていきます。
- 各市の障害福祉計画を踏まえ、自立支援協議会を中心に、地域生活支援体制の整備、福祉サービスの充実を図ります。
- 精神障害者に対して地域社会の幅広い理解と支援が得られるようにするため、精神疾患及び精神障害に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、NPO団体や精神保健福祉ボランティアが行う啓発活動を支援していきます。

用語の解説

○ 地域移行

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

○ 認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、認知症疾患の周辺行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療関係者等への認知症知識の向上を図るための研修の実施や、地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センター等介護関係者、有識者等で組織する認知症疾患連絡協議会医療センター地域連携会議を開催する等、地域における認知症医療の中心となる医療機関。

表 2-5-1 精神障害者等把握状況

令和 2 年 12 月 31 日現在 (単位:人)

	総数	再掲				
		①アルツハイマー病	②血管性認知症	①+②認知症	統合失調症	気分障害
尾張西部医療圏	10,196	436	21	457	1,733	3,994

資料：精神障害者把握状況調査

※ 数値の基準は、疾患ごとの自立支援医療(精神通院)受給者数と精神保健福祉手帳所持者数を足したのになります。

表 2-5-2 各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科医療機関

令和 2 年 10 月 7 日現在

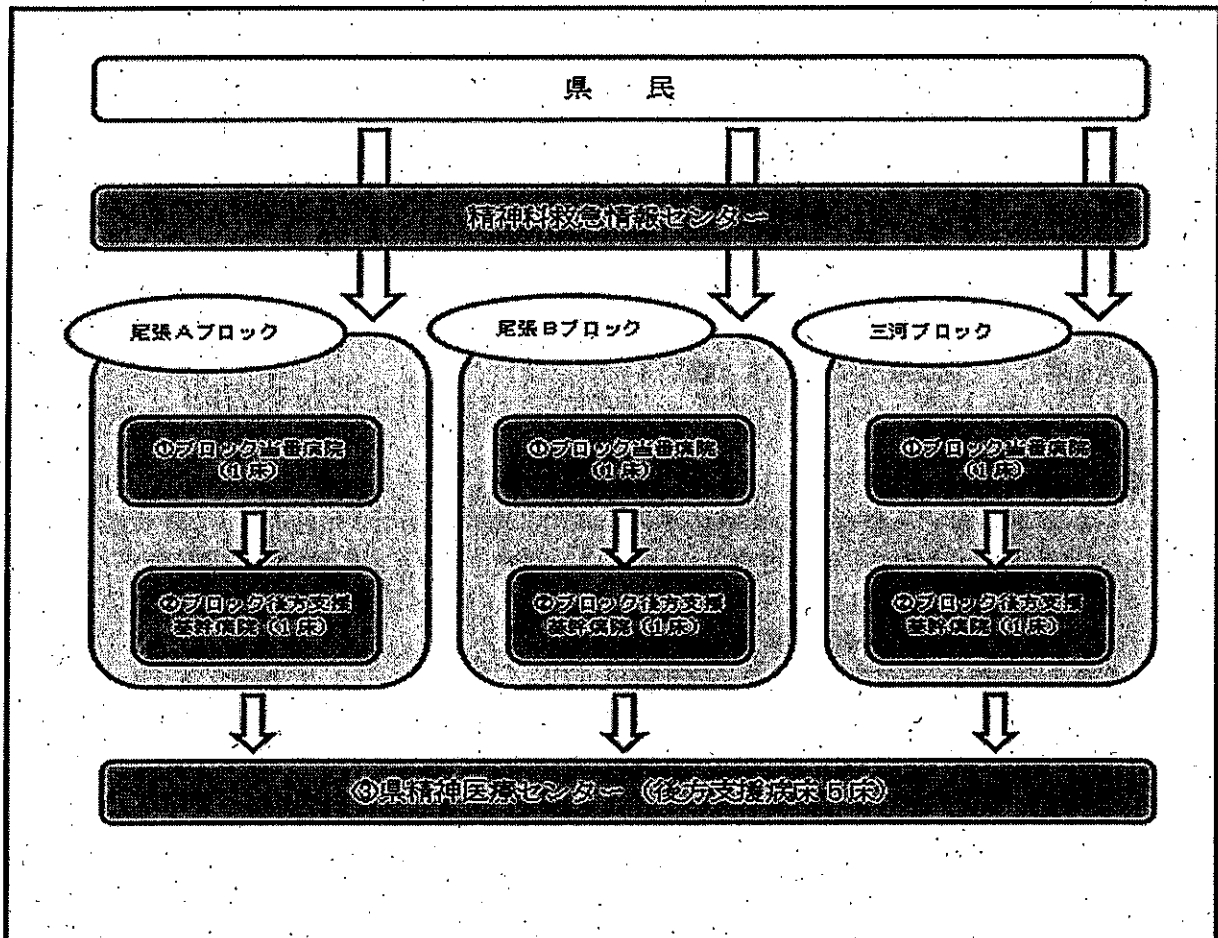
	医療機関名	統合失調症	うつ病・躁うつ病(双極性障害)	認知症	児童・思春期精神疾患	発達障害	依存症			PTSD	摂食障害	てんかん	高次脳機能	統合失調症薬	治療抵抗性	mECT
							アルコール	薬物	ギャンブル							
一宮市	上林記念病院	○	○	○	○	○								○		
	いまむら病院	○	○	○								○				
	いまいせ心療センター	○	○	○							○	○				
	森中央クリニック			○							○	○				
	中村メンタルクリニック	○	○		○				○							
	一宮むすび心療内科		○			○										
	セベ診療クリニック	○	○	○		○	○									
	とみつかクリニック	○	○	○		○	○					○				
	いそむらファミリークリニック	○	○	○												
	たいようクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
尾張市	はるかメンタルクリニック	○	○	○												
	田中クリニック		○	○					○	○	○					
	嶋田メンタルクリニック		○													
稲沢市	厚生連稲沢厚生病院	○	○	○												
	北津島病院	○	○	○							○	○				
	吉田クリニック	○	○	○	○	○			○							
	癒しの森メンタルクリニック	○	○			○										
	いなざわこころのクリニック	○	○	○	○	○						○				
尾張西部医療圏(計)		14	17	14	5	8	3	1	1	4	2	6	6	1	0	

資料：愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室調べ

表 2-5-3 精神科救急輪番制当番病院

<p style="text-align: center;">尾張Aブロック</p> <p>あさひが丘ホスピタル 犬山病院 いまいせ心療センター いまむら病院 上林記念病院 北津島病院 北林病院 橋本メンタルホスピタル 結仁病院 好生館病院 七宝病院 杉田病院 東春病院 (国)東尾張病院 和泉病院 もりやま総合心療病院</p> <p style="text-align: center;">16病院</p>	<p style="text-align: center;">尾張Bブロック</p> <p>あいせい延年病院 一ノ宮病院 大府病院 福浜間病院薬田こころケアセンター 空寺精治堂病院 丹和病院 精治堂病院 豊明東病院 松蔭病院 みどりの里 南知多病院 八事病院 和合病院</p> <p style="text-align: center;">12病院</p>	<p style="text-align: center;">三河地域ブロック</p> <p>岩屋病院 可加記念病院 刈谷病院 東ヶ峰岡田病院 衣ヶ原病院 仁大病院 豊川市尾病院 豊田百病院 羽黒病院 松崎病院豊橋こころのケアセンター 三河病院 南豊田病院 矢作川病院</p> <p style="text-align: center;">13病院</p>
<p style="text-align: center;">後方支援基幹病院</p> <p>結仁病院 (国)東尾張病院 もりやま総合心療病院</p> <p style="text-align: center;">3病院</p>	<p style="text-align: center;">後方支援基幹病院</p> <p>福浜間病院薬田こころケアセンター 丹和病院 松蔭病院 八事病院</p> <p style="text-align: center;">4病院</p>	<p style="text-align: center;">後方支援基幹病院</p> <p>刈谷病院 東ヶ峰岡田病院 松崎病院豊橋こころのケアセンター</p> <p style="text-align: center;">3病院</p>
<p>名古屋市中区(千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、守山区、名東区)、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、丹羽郡、海部郡、豊山町</p>	<p>名古屋市中区(昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、津区、天白区)、半田市、常滑市、東洋市、大府市、知多市、豊明市、日進市、東郷町、知多郡</p>	<p>豊橋市、岡崎市、豊川市、瑞海市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、清海市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、豊田町、北設楽郡</p>

精神科救急の体系図



<精神科救急体系図の説明>

- 県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院で対応します。
- 各ブロックの輪番制の当番病院は空床ベッドを1床確保し、入院の必要がある患者を受け入れます。
ブロック内で2人目の患者の入院が必要な場合は、後方支援基幹病院に患者を移送します。
後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合は、県精神医療センターに患者を移送します。
- ブロック後方支援基幹病院は、当番病院から移送された救急患者を受け入れます。
- 県精神医療センターは、各ブロックにおいて当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。

※ 体系図の最新の医療機関名につきましては、県計画の別表をご覧ください。

第6節 歯科保健医療対策

【現状と課題】

現 状

1 かかりつけ歯科医の推進

- 平成 28 (2016) 年度愛知県生活習慣関連調査によると、かかりつけ歯科医を持つ者の割合は 82.7%であり、平成 24 (2012) 年度調査より増えています。

また、歯の検診を年 1 回以上受けている人の割合は、52.9%となっています。(表 2-6-1)

2 歯科医療体制の充実

(1) 病診・診診連携の推進

- 全身疾患を有する患者の歯科診療ではかかりつけ医との連携が不可欠です。

○ 一宮市歯科医師会、稲沢市歯科医師会では、「尾張西部医療圏歯科病診連携運営協議会」を設置し、歯科口腔外科を有する一宮市民病院、総合大雄会病院及び稲沢市民病院と診療所の紹介システムが円滑に稼動するよう体制整備をしています。

(2) 在宅療養者(児)への歯科診療の推進

- 在宅医療サービスを実施している歯科診療所は 21.3%で、県(24.3%)よりも低い実施率です。そのうち居宅訪問診療が 16.2%、施設訪問診療は 15.3%、歯科衛生士による訪問歯科衛生指導は 11.5%となっています。

また、介護保険の居宅療養管理指導は、歯科医師 9.4%、県(8.3%)、歯科衛生士 6.8%、県(5.8%)となっており、県より高くなっています。(表 2-6-2)

- 在宅療養支援歯科診療所数は、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日現在で 46 か所であり、平成 25 (2013) 年 10 月の 20 か所から倍増しています。

○ 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の多職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められています。

(3) 障害者(児)への歯科診療の推進

- 一宮市では、口腔衛生センターにおいて、障害者(児)を対象とした歯科治療や指導を、稲沢市では障害者(児)歯科検診を年 2 回実施しています。

課 題

- かかりつけ歯科医機能について、県民に広く周知し、定期的な歯科検診を積極的に推奨する必要があります。

- 関係機関は、病診連携(医科・歯科の診診連携も含む)の状況把握を的確に行い、さらに推進していく必要があります。

- かかりつけ歯科医として、在宅療養者(児)への訪問歯科診療及び居宅療養管理指導を行う歯科診療所の増加が望まれます。

また、訪問歯科衛生指導の更なる推進のため、在宅歯科医療に従事する歯科衛生士の確保、人材育成が必要です。

- 在宅療養支援歯科診療所の増加を図り、急性期から在宅に至るまで切れ目ない口腔管理の提供体制・連携体制を整備していく必要があります。

○ 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割について、医療・介護関係者の理解を深める必要があります。

- 在宅療養者(児)の口腔ケアや口腔管理の重要性について、県民に広く啓発する必要があります。

- 障害者(児)の定期的な歯科検診や予防管理を含めた歯科医療の推進を図る必要があります。

○ 社会福祉施設等の通所者・入所者の口腔内状況は、歯科医師会の活動やサポートにより改善されています。

○ 障害者(児)の治療を行っている歯科診療所は、41.3%で、県(32.0%)より高くなっています。

(4) 救急歯科医療の対応

○ 一宮市は、休日昼間に一宮市口腔衛生センターで対応していますが、稲沢市については実施されていません。

3. ライフステージに応じた歯科保健対策

○ 地域住民が8020を達成した健康な生活が送れるよう、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた歯科保健事業が実施されています。

○ むし歯経験者率は、令和元(2019)年度が1歳6か月児0.8%、3歳児6.7%、中学1年生16.7%であり、乳幼児期、学齢期のむし歯経験者は年々減少傾向にあります。

また、近年虐待(ネグレクト)による特定な小児にむし歯多発の傾向が見られ、未治療のまま放置されている事例も少なくありません。

○ 乳幼児期の乳歯むし歯対策及び口腔機能の維持向上として2歳児歯科健診が充実されています。

○ 各市でフッ化物洗口事業を実施しており、小学校では4校、幼稚園・保育園では66園で実施されています。(令和3(2021)年3月末現在)

○ 妊産婦に対する歯科保健対策を歯周病対策に重点をおきながら歯科診療所や保健センターにおいて実施しています。

○ 歯周病対策として、各市では節目歯科健康診査や生活習慣と連動させた健康教育・保健指導を実施しています。

○ 職域での歯科健康診査・健康教育は、地区歯科医師会や保健所に対応しています。

○ 糖尿病患者に対してこの1年間に歯科受診を勧めた医科の診療所・病院は、23.6%で、歯周病と糖尿病との関係について情報提供した薬局は52.6%でした。(平成27(2015)年保健所調べ)

○ 社会福祉施設等における歯科検診や保健指導が継続して実施できるよう支援体制を整備する必要があります。

○ 障害者(児)が安心して歯科治療を受けられるよう地域の環境整備を更に進める必要があります。

○ 休日夜間等の効果的な救急体制を検討していく必要があります。

○ ライフステージごとの関係機関が連携し8020運動を一層推進していく必要があります。

○ 乳幼児歯科対策の充実に向けて、関係機関・団体は連携・支援する必要があります。また、歯科保健分野においても虐待(ネグレクト)等の早期発見を視野にいれた取り組みが必要です。

○ 永久歯のむし歯の減少を図るため、幼稚園・保育所(園)、小学校等におけるフッ化物洗口の推進を図る必要があります。

○ 歯周病は若い世代から取り組むことが有効であることから歯周疾患検診の充実と併せて40歳未満の若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。

○ 地域住民の口腔の健康保持・増進のため、歯科健康診査や健康教育、保健指導の充実を図る必要があります。

○ 関係機関と連携して、歯科保健対策を推進していく必要があります。

○ 歯周病対策を生活習慣病の一つとして事業展開するとともに、「糖尿病と歯周病の関係」など、地域の普及啓発を図る必要があります。

- 平成 28 (2016) 年愛知県生活習慣関連調査によると、糖尿病が歯と口の健康に関連があることを知っている県民は、25.5%と十分周知がされていません。
 - 市では、高齢者の口腔機能の低下や低栄養の恐れのある県民に対して、口腔機能向上をめざすための介護予防事業が実施されています。
- 4 地域歯科保健情報の把握・管理、人材育成
- 地域の歯科保健データは、保健所で収集・分析し、その結果をもとに事業評価して関係機関との情報交換を行っています。
 - 保健所は歯科保健事業に従事する歯科専門職や保健・福祉関係者を対象に、地域の歯科保健状況の向上を図るための研修会を開催しています。
- 口腔ケアの重要性及び口腔機能の維持向上についてを広く啓発する必要があります。また、関係者による口腔ケアサービス体制を整備する必要があります。
 - 保健所は関係機関が地域の状況を的確に把握できるよう支援し、地域の状況に即した、課題解決のための研修会を企画・立案する必要があります。

【今後の方策】

- あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例及び愛知県歯科口腔保健基本計画に基づき、ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの総合的な推進に努めます。
- 地域における病診連携、診診連携をより一層推進させるための環境整備を図ります。
- 訪問歯科診療や居宅療養管理指導など、在宅療養者や障害者等の歯科診療体制や口腔ケアサービス体制の整備を図ります。
- 口腔ケア及び口腔機能の維持向上の重要性について、県民に広く啓発を行います。
- 地域の歯科保健に関する状況を的確に把握し、課題解決に向けた検討や研修を実施します。

表 2-6-1 かかりつけ歯科医を持つ人・定期検診を受ける人の状況

医療圏名	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	歯の検診を年1回以上受けている人の割合
尾張西部医療圏	82.7%	52.9%
愛知県	77.9%	49.0%

資料：平成 28 年生活習慣関連調査 (愛知県健康福祉部)

表 2-6-2 歯科診療所による在宅歯科医療等の提供状況

医療圏名	施設数	在宅医療サービス				介護保険サービス (居宅療養管理指導)	
		実施	訪問診療 (居宅)	訪問診療 (施設)	訪問歯科 衛生指導	歯科医師	歯科 衛生士
尾張西部医療圏	235	21.3%	16.2%	15.3%	11.5%	9.4%	6.8%
愛知県	3,735	24.3%	16.1%	16.3%	7.7%	8.3%	5.8%

資料：平成 29 年医療施設調査 (厚生労働省)

【現状と課題】

現 状

1 第1次救急医療体制

- 医科の休日昼間における第1次救急医療体制は、一宮市は一宮市休日急病診療所で、稲沢市は稲沢市医師会休日急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。休日夜間は稲沢市で19時30分まで休日急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。

(表3-1)

- 歯科については、一宮市で休日(日曜・祝祭日)昼間に一宮市口腔衛生センターで実施していますが、夜間及び稲沢市の休日・夜間については実施されていません。なお、日曜日に診療している歯科診療所数は、一宮市口腔衛生センターを含めて、一宮市内で10か所、稲沢市内で5か所となっています。また、祝日に診療している歯科診療所数は、一宮市口腔衛生センターを含めて、一宮市内で6か所、稲沢市内で1か所となっています。(表3-1)(医療機能情報公表システム)

2 第2次救急医療体制

- 当医療圏は、尾張西北部広域2次救急医療圏として、輪番制により対応しています。診療科目別の患者数は、外来、入院とも内科が最も多くなっています。(表3-2)
- 救急搬送される患者の傷病程度は軽症患者がおよそ半分を占め、重症患者の診療に影響がでていません。(表3-3)
- 脳神経外科については、一宮市民病院、総合大雄会病院、一宮西病院、稲沢市民病院及び厚生連稲沢厚生病院が対応しています。(病院名簿(愛知県保健医療局健康医務部医務課)、愛知県の救急医療(愛知県保健医療局健康医務部医務課))
- 救急告示病院・診療所として、令和2(2020)年10月1日現在、11救急告示病院で、第2次救急医療を担っています。
- 救急搬送体制については、救急車が19台(予備車両3台を含む)配置され、月平均1,827件出動しています。また、救急救命士も122人配置されています。(表3-4)

課 題

- 軽症者が第2次、第3次救急病院に集中しないように外来救急医療(患者が自ら医療機関に赴き通常の診療時間外に受診)定着の充実を図る必要があります。

- 歯科における夜間の診療について、救急医療診療機能の充実を図る必要があります。

- 尾張西部医療圏の南部地域の救急体制を確保するため一宮市民病院と稲沢市民病院の医療連携を強化する必要があります。
- 軽症患者の第2次救急病院への集中緩和について、第1次救急医療体制の確保も含め検討する必要があります。

- 地域医療構想によると、緊急性の高い傷病(急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞、くも膜下出血、破裂脳動脈瘤及び頭蓋・頭蓋内損傷)の入院治療を行っている施設までの移動時間は、30分以内で大半の人口がカバーされています。
- 県内病院における医師不足の影響に関する調査(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室)によると、2019年6月末時点において、当医療圏内で診療制限をしている病院数は7病院あるものの関係機関の協力連携等により、地域全体でカバーされています。

3 第3次救急医療体制

- 有識者会議からは、入院救急医療提供体制確立のため、医療機関の機能分担と連携を図った上で、救命救急センター等を中心に365日24時間、複数の医療機関が対応できる体制を確保することが必要であると提言されています。
- 当医療圏においては、第2次救急医療体制の後方病院として脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療(熱傷、小児等)における重篤な救急患者の救命を行う救命救急センターとして一宮市民病院及び総合大雄会病院が指定されています。
- 稲沢市民病院では一宮市民病院との連携強化のための連携支援病床50床が平成26(2014)年度に整備されています。
- 稲沢市民病院、厚生連稲沢厚生病院と海部医療圏内の津島市民病院及びあま市民病院間の医療圏を越えた医療連携のモデルとして、あま市民病院内に亜急性期病床の連携病床12床が平成27(2015)年度に整備されています。

4 救命期後医療

- 救急医療機関(特に救命救急医療機関)に搬送された患者が救急医療用の病床を長時間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる医療機関の「出口の問題」が指摘されています。

5 救急医療情報システムの利用状況

- 当医療圏の月平均利用件数は約760件、人口1万人当りの利用者数は177.2人となっています。(表3-5)

- 診療制限している病院の状況を引き続き把握していくとともに、地域の協力連携等について今後も見守っていく必要があります。

- 救命救急センターへの患者の集中化を防ぎ、救命救急センター本来の高度な診療機能を発揮させるために、第1次、第2次救急医療機関との機能の分担と連携を図る必要があります。

- 急性期を乗り越えた患者がより一層円滑に救急医療病床から一般病床や療養病床等への転床・転院できるよう体制を構築する必要があります。

6 病院前医療救護活動

○ 心臓が停止した傷病者に対して、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人が心肺蘇生処置を行うことが救命に有効であり、非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められたことから、消防署が中心となり自動体外式除細動器(AED)等救急法等講習会を実施しています。(表3-6)

○ 医療機関に搬送されるまでの間の救命率の向上を図るため、応急手当や救急法等の普及啓発を一層推進する必要があります。

【今後の方策】

- 救命率の向上に向け、応急処置に関する知識・技術の普及、啓発に努めます。
- 軽症患者が第2次、第3次救急病院に集中しないように外来救急医療の定点化の充実を図ります。
- 診療制限をしている病院数の継続的な把握と関係機関の協力連携等の状況を注視し、地域全体でカバーされている現状を見守っていきます。

表3-1 第1次救急医療体制 ※時間は受付時間

令和3年4月1日現在

	医科			歯科	
	平日夜間	休日等昼間	休日等夜間	夜間	休日等昼間
一宮市		一宮市休日急病診療所 内科・小児科(休日) 9時15分～11時30分、13時～16時30分			一宮市口腔衛生センター (休日) 9時～12時
稲沢市		稲沢市医師会休日急病診療所 内科・小児科(休日) 9時～11時30分、13時～15時30分 17時～19時30分			在宅当番医制 (年末年始) 9時～11時30分 13時～16時30分
市		在宅当番医制 外科(休日) 9時～19時30分 内科・外科(土曜日) 13時～19時30分			

資料：保健所調査

表3-2 病院群輪番制病院の診療科目別患者数(令和元年度)

(単位：人)

地区名	内科		小児科		外科		整形外科		脳神経外科	
	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院
一宮市	7,463	1,587	2,408	609	737	303	1,232	380	442	432
稲沢市	5,555	1,339	1,089	43	749	141	1,453	181	814	199
計	13,018	2,926	3,497	652	1,486	444	2,685	561	1,256	631
割合(%)	37.2	45.2	10.0	10.1	4.2	6.9	7.7	8.7	3.6	9.7

地区名	産婦人科		耳鼻咽喉科		その他		合計		
	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	計
一宮市	181	231	452	67	10,829	843	23,744	4,452	28,196
稲沢市	57	18	437	52	1,128	53	11,282	2,026	13,308
計	238	249	889	119	11,957	896	35,026	6,478	41,504
割合(%)	0.7	3.8	2.5	1.8	34.1	13.8			

資料：尾張西北部広域第二次救急医療病院長等協議会調べ

表 3-3 傷病程度別救急搬送状況 (令和 2 年)

(単位:人)

	重症	中等症	軽症	死亡	合計	軽症者が搬送者数に占める割合
一宮市消防本部	1,140	6,341	7,784	248	15,513	50.2%
稲沢市消防本部	268	2,650	2,330	128	5,376	43.3%
計	1,408	8,991	10,114	376	20,889	48.4%

資料:保健所調査

表 3-4 救急車、救急救命士の配置状況及び出動件数等 (令和 2 年)

	一宮市消防本部	稲沢市消防本部	計
救急車(台)	※ 14	5	19
救急救命士(人)	94	28	122
出場件数(件)	16,361	5,565	21,926
搬送人数(人)	15,513	5,376	20,889

資料:保健所調査

注:救急車及び救急救命士については、令和 2 年 10 月 1 日現在

※ 救急車は、予備車両 3 台を含みます。

表 3-5 救急医療情報システム案内件数 (令和元年度)

区分	一宮市	稲沢市	計	愛知県
利用者(人)	5,938	3,117	9,055	143,346
医療機関(件)	15	59	74	994
計	5,953	3,176	9,129	144,340
人口 1 万対	156.8	234.3	177.2	191.1

資料:愛知県の救急医療(愛知県保健医療局健康医務部医務課)

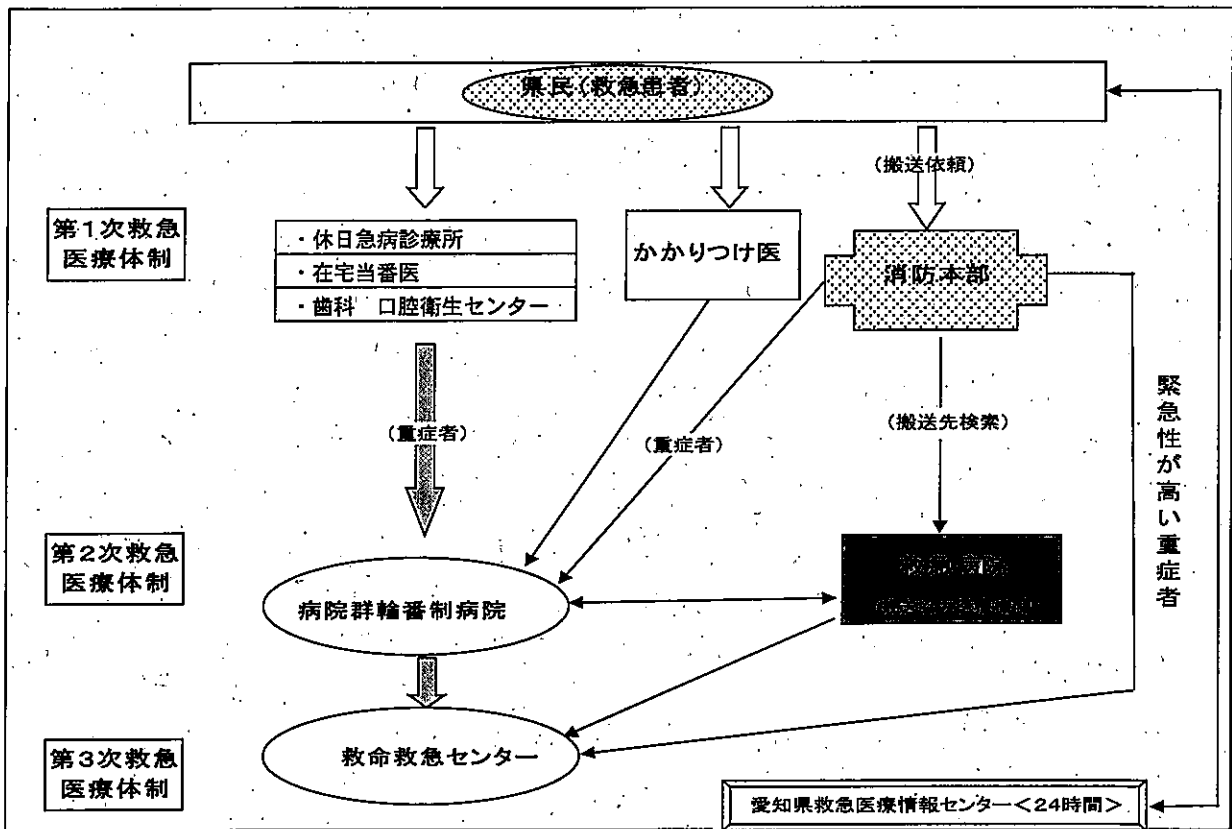
注:人口は令和元年 10 月 1 日現在

表 3-6 救急蘇生法等講習会開催状況 (令和 2 年)

	一宮市消防本部	稲沢市消防本部	計
講習会回数(回)	65	12	77
参加人員(人)	846	97	943

資料:保健所調査

救急医療連携体系図



<救急医療連携体系図の説明>

- 愛知県救急医療情報センターでは、救急医療情報システムにより 24 時間体制で救急医療機関の情報を提供しています。
 - ・県民は電話で診療可能な最寄の医療機関を問い合わせできます。また、インターネットによる検索も可能です。
 - (電話番号 0586-72-1133、ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>)
 - ・医療機関は診療応需情報を登録しています。
 - ・消防は搬送可能な医療機関を検索し、患者を搬送します。
- 第1次救急医療体制とは、休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制です。
- 第2次救急医療体制とは、救急隊および第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院(休日、夜間に当番で診療に当たる病院)が救急患者を受け入れています。
- 第3次救急医療体制とは、第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療等の重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが救急患者を受け入れています。
- 救急病院とは、救急病院等を定める省令に基づき、救急隊によって搬送される傷病者への医療を担当する医療機関であり、一定の要件を満たし、かつ救急業務に協力する旨の申出があった場合に知事が認定、告示しています。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第4章 災害医療対策

【※ 災害医療対策については、令和2年度から医療圏域を超えた広域な所管区域が新たに設定されたため、尾張西部医療圏は、名古屋・尾張中部医療圏の尾張中部地域と一体となった「尾張西部区域」で対応する方針に整備されました。】

(管轄市町：一宮市・稲沢市・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町)

【現状と課題】

現 状

1 平常時の対策

- 南海トラフ地震等により甚大な被害が発生する想定から医療救護に関する体制と活動内容を明らかにし、関係機関の共通認識のもと、効率的で効果的な医療を提供できる体制を構築し、県民の生命と健康を守ることを目的に医療救護活動計画及び医療救護行動マニュアルを令和2(2020)年度に策定しています。
- 病院では、「防災マニュアル」及び「大規模地震を想定した防災マニュアル」の作成や防災訓練等を実施し、災害時の体制整備を進めています。
- 県、市町では地域防災計画を策定し、保健所もBCP(業務継続計画)、医療救護活動計画、医療救護行動マニュアル及び大規模災害時初期活動マニュアル等を定める等、行政機関においても体制づくりを進めています。
- 病院や医療関係団体では、災害医療に関する知識・技術の普及、災害に関する勉強会の開催及び研修会・学会等への参加等が行われています。
- 大規模災害時に備えて、一宮市民病院、総合大雄会病院及び厚生連稲沢厚生病院の3病院から、尾張西部区域の災害医療に関する調整を担う地域災害医療コーディネーターを任命しています。
- 大規模災害時には、一宮市医師会館内に医療チームの配置調整等を行う尾張西部区域保健医療調整会議を設置することとし、平常時から、地域における課題等について検討し、体制強化に努めています。
- 尾張西部区域保健医療調整会議が担う調整機能、運営体制等について検討を行うため、尾張西部区域地域災害医療部会を開催します。
また、部会の下には実務者会議を設置し、より具体的な内容についての検討を行います。

課 題

- 災害が発生した場合、病院は、入院患者の安全を守ること及び施設の被害を最小限にとどめ、診療機能を維持、確保することが最も重要な課題となります。このためには、全ての病院が災害マニュアルを策定するとともに、防災訓練等により、マニュアルに定められている事項が迅速かつ的確に実施できるか確認する必要があります。また、災害拠点病院においては、BCPの考え方に基づいた災害マニュアルを策定する必要があります。
- 地域災害医療コーディネーターを中心とした、関係機関による連携体制を構築する必要があります。
- 地域災害医療コーディネーター間の、平常時からの連携体制を構築する必要があります。
- 大規模災害に備え、発災時に迅速に尾張西部区域保健医療調整会議を設置するとともに、長期間にわたりその機能を維持させるためのマニュアルについて、BCPの考え方に基づいて策定しておく必要があります。
- 災害発生時に関係者間で円滑な協力がおこなわれるよう、日常の患者の受療動向等の地域の実情に応じて、平常時から近隣の保健所間で災害医療に関する意見調整を行うとともに、尾張北部区域については、定期的に協議を行うなど、平常時からの連携に努める必要があります。

- 本県では、大規模災害時の広域医療搬送拠点として、県営名古屋空港を位置付けています。また、県営名古屋空港に、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置することとし、資器材を配備しています。
- 尾張西部区域内の 20 病院（尾張西部医療圏内）のうち、全ての建物が昭和 56 年施行の新耐震設計基準により建築されているものは 17 病院、一部の建物が新耐震設計基準となっているものは 3 病院となっています。なお、3 か所の災害拠点病院については、全ての病院で、全ての建物が昭和 56 年施行の新耐震設計基準により建築されている状態を満たしています。また、名古屋・尾張中部医療圏内の尾張中部地域の 4 病院については、全ての病院で、全ての建物が昭和 56 年施行の新耐震設計基準により建築されています。

2 災害発生時対策

【発災直後から 72 時間程度まで】

- 尾張西部区域保健医療調整会議を迅速に設置し、関係機関が連携して情報収集と医療の調整にあたります。
- 尾張西部区域では一宮市民病院、総合大雄会病院及び厚生連稲沢厚生病院が災害拠点病院に指定されており、災害時には重症患者の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となります。なお、名古屋・尾張中部医療圏内の尾張中部地域には災害拠点病院がありませんが、名古屋区域の日赤名古屋第一病院と隣接の尾張北部区域の小牧市民病院が災害拠点病院に指定されており、災害時に多発する重篤対応患者の救命医療や被災地域への医療支援等を行っています。
また、医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について、不足する場合は市町からの調達要請により、ランニング備蓄（流通在庫に上乗せした備蓄）している医薬品等を調達します。
- 本県では、災害発生時における県内全域の広域的な医薬品等の供給体制を整備しています。また、一宮市では一宮市薬剤師会、稲沢市では稲沢市薬剤師会、名古屋・尾張中部医療圏内の尾張中部地域では、西春日井薬剤師会と管内市町との間で、災害時における医薬品供給に関する

- 災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたっては、2 次医療圏単位で行われている様々な取り組みと齟齬をきたすことのないよう、平常時から関係者による協議を行い、連携を図る必要があります。
- 病院は、保管庫等の転倒防止やガラスの飛散防止等、施設の安全対策を推進し、さらに、ライフラインの確保に向けた対策を平常時から、実施する必要があります。
- 医療機関の被災状況に応じて、入院患者の転院調整や患者搬送を調整する体制の整備が必要です。
- 人工呼吸器等の医療機器使用患者や人工透析患者への被災時における対応を検討しておく必要があります。
- 大規模災害時に病院の状況を的確に把握できるよう、全ての病院が E M I S に参加登録する必要があります。

- 保健所と地域災害医療コーディネーターを中心に、尾張西部区域内の災害拠点病院間の連携や災害拠点病院と地域の医療機関、医療関係団体、消防機関及び市町等との連携を強化する必要があります。
- 関係機関と団体が災害拠点病院を中心にして効果的な対応ができるように、災害情報の収集・提供・共有、患者の搬送・受入れ及びスタッフの応援等について、協議を進める必要があります。
- 発災時に被災状況等の情報収集が速やかに行われるよう、平常時から訓練を実施する等、病院関係者との連携を強化する必要があります。
- 保健所、D P A T 調整本部及び新たに指定された災害拠点精神科病院との連携体制の整備が必要になります。
- 関係機関と団体が災害対応マニュアルを交換し、災害時の活動について相互理解を深めることが必要です。
- 精神科病院が被災した場合に、入院患者の移送や受入れ等を円滑に行うことができる体制を整備する必要があります。
- 東海豪雨を教訓とし、市町、医療機関等が被災した場合を想定して、災害拠点病院との連携について検討を進める必要

る協定等を締結しています。

- 一宮市では、一宮市医師会及び一宮市歯科医師会、稲沢市では、稲沢市医師会及び稲沢市歯科医師会、名古屋・尾張中部医療圏内の尾張中部地域では、西名古屋医師会及び西春日井歯科医師会と管内市町との間で、災害時における医療救護に関する協定を締結しています。

- 愛知県地域防災計画附属資料(令和2(2020)年修正)によると、緊急時航空搬送に使用するヘリコプターの離着陸場所として、各市町においてヘリポートを指定しています。(表4-1)

【発災後概ね72時間から5日間程度まで】

- 各医師会及び歯科医師会は、県や市町からの医療活動の要請により、医療救護班を組織し、地域の医療救護所等において診療活動に従事します。(表4-2)
- 保健所は、管内の医療情報を収集して医療の確保に努めます。

【発災後概ね5日目程度以降】

- 保健所は医療救護活動計画、医療救護行動マニュアル及び大規模災害時初期活動マニュアルに基づき、総務・医療班、保健医療班、生活衛生班、食品衛生班及び分室班を編成し、情報収集のうえ、各市町を始め関係機関・団体と協力し、防疫活動、食品衛生活動及び保健活動を展開し、被災者の感染症予防、食中毒発生防止及び健康管理(心のケア・口腔ケアを含む)を行います。

3 災害時避難行動要支援者に対する支援

- 身体・知的障害者や在宅療養者等、災害時避難行動要支援者に対して、健康相談、歯科保健相談、精神保健福祉相談、栄養指導等の支援を行う必要があります。

単身高齢者、介護保険認定者、障害者手帳所持者等、一部の災害時避難行動要支援者の情報は把握されていますが、避難誘導体制等はまだ確立されていません。

- 本県では、大規模災害時に備え、災害時の保健師の活動を示した「災害時保健活動マニュアル」を策定しています。

があります。

- 被災現場において迅速な医療救護を行えるようにするため、関係機関と団体における体制及び機材の点検整備が必要です。

- 避難所と医療救護所の運営状況を把握できるようEMISの活用について、各市町と連携していく必要があります。

- 尾張西部区域保健医療調整会議において、関係機関が連携して活動を行う体制の整備が必要です。また、DMATから医療を途切れなく引き継ぐことが必要です。

- 災害発生後に必要となる被災者の健康管理(心のケア・口腔ケア含む)に関し、巡回健康相談や相談窓口の設置等、必要な対策を迅速・的確に進められるよう関係機関・団体と連携を図り、体制整備を強化していく必要があります。

- 医療依存度の高い在宅療養者に対する治療が確保できるような避難場所の選定及び搬送手段について、医療関係者と行政関係者等による協議が必要です。

- 人工呼吸器等の医療機器使用患者や人工透析患者への被災時における対応を検討しておく必要があります。

- 難病患者に関わる災害時避難行動要支援者台帳を作成しており、年1回の見直しに努めています。
 - 発災時に地域の状況を速やかに把握するため、平時の情報収集として、地域の概況をまとめた災害時地域まるわかり情報シートを作成しており、年1回の見直しに努めています。
- 4 危機管理対応
- 航空機事故、鉄道事故、高速道路等における多重交通事故など、大規模な事故災害発生時には、必要に応じてDMAT及びDPATの派遣を要請します。
 - 災害時避難行動要支援者及び家族には災害に備えた準備を整えるよう、啓発する必要があります。
また、関係者は災害時避難行動要支援者の情報を個人情報保護に配慮して整備するとともに、避難誘導體制の確立を早急に図る必要があります。
 - 局地的な事故災害発生時におけるDMATの派遣については、消防機関と連携した初動体制について検討していく必要があります。

【今後の方策】

- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、地域災害医療コーディネーター、関係機関等が連携し、医療チーム等の派遣や配置調整等のコーディネート機能が十分に発揮できる体制の充実を図るため、関係者による検討を進めるとともに、大規模災害を想定した訓練を定期的実施します。
- 保健所における災害時の対応力の強化を図ります。
- 地元医師会と協力して、災害時における具体的な行動マニュアルを取りまとめるための実務者会議を開催していきます。
- 災害時に自らが被災することを想定し、災害拠点病院を始めとする医療機関において、被災直後の初動体制、業務継続計画を含んだ災害対策マニュアルの作成及び周産期医療体制の構築について促します。
- 災害時に、迅速な医療、救護の提供や効果的な保健対策が実施できるよう、初動体制、災害情報の収集、連絡等について、関係機関、団体との相互理解と連携を促進します。また、他の災害医療所管区域の関係機関とも連携した医療体制の確立を図ります。
- 地域における災害時避難行動要支援者への支援体制づくりに向け、ボランティアを含め、地域関係者で検討を行っていきます。
- 県営名古屋空港での災害発生等に備え、医療救護システムを強化し、関係機関との連携を強化します。

表4-1 ヘリコプターの離着陸場所の状況

	緊急時ヘリコプター離着陸可能場所の数	県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場
一宮市	11	0
稲沢市	10	0
清須市	15	1
北名古屋市	14	0
西春日井郡豊山町	2	0

資料：愛知県地域防災計画附属資料

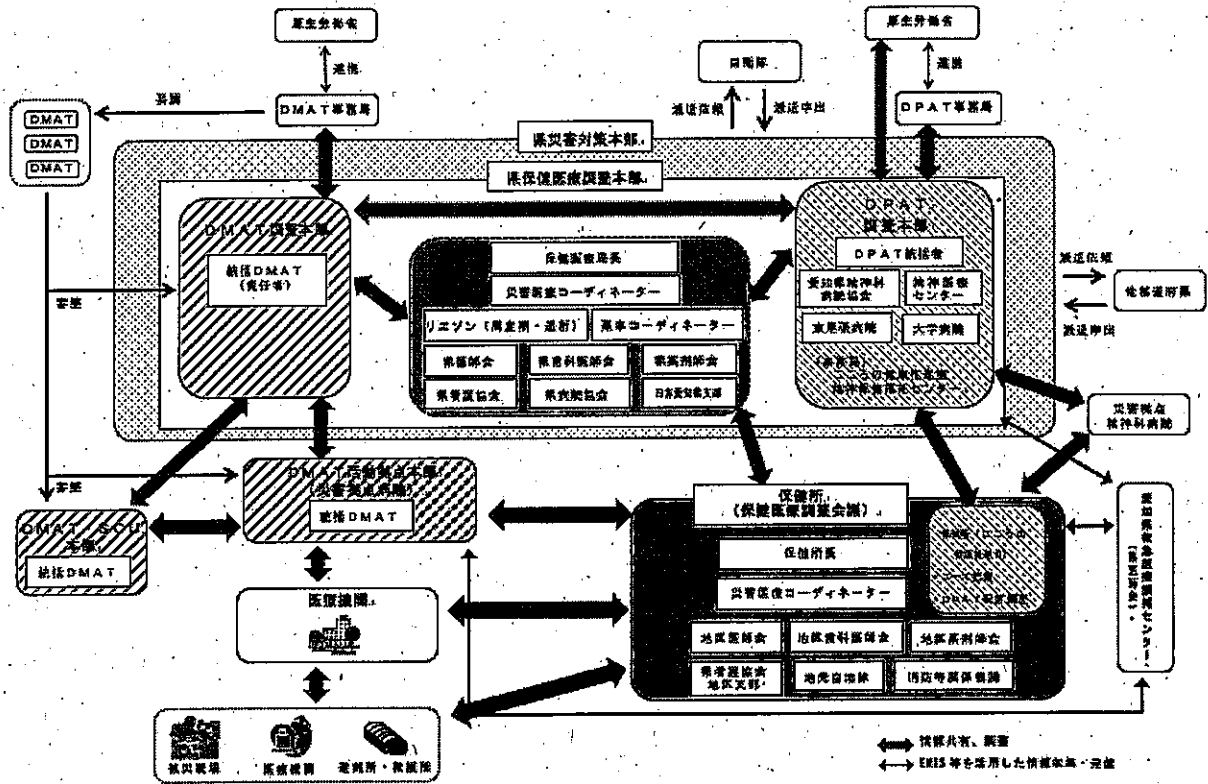
表4-2 医療圏内の医療救護所の状況

	医療救護所の数
一宮市	9
稲沢市	10
清須市	1
北名古屋市	1
西春日井郡豊山町	1

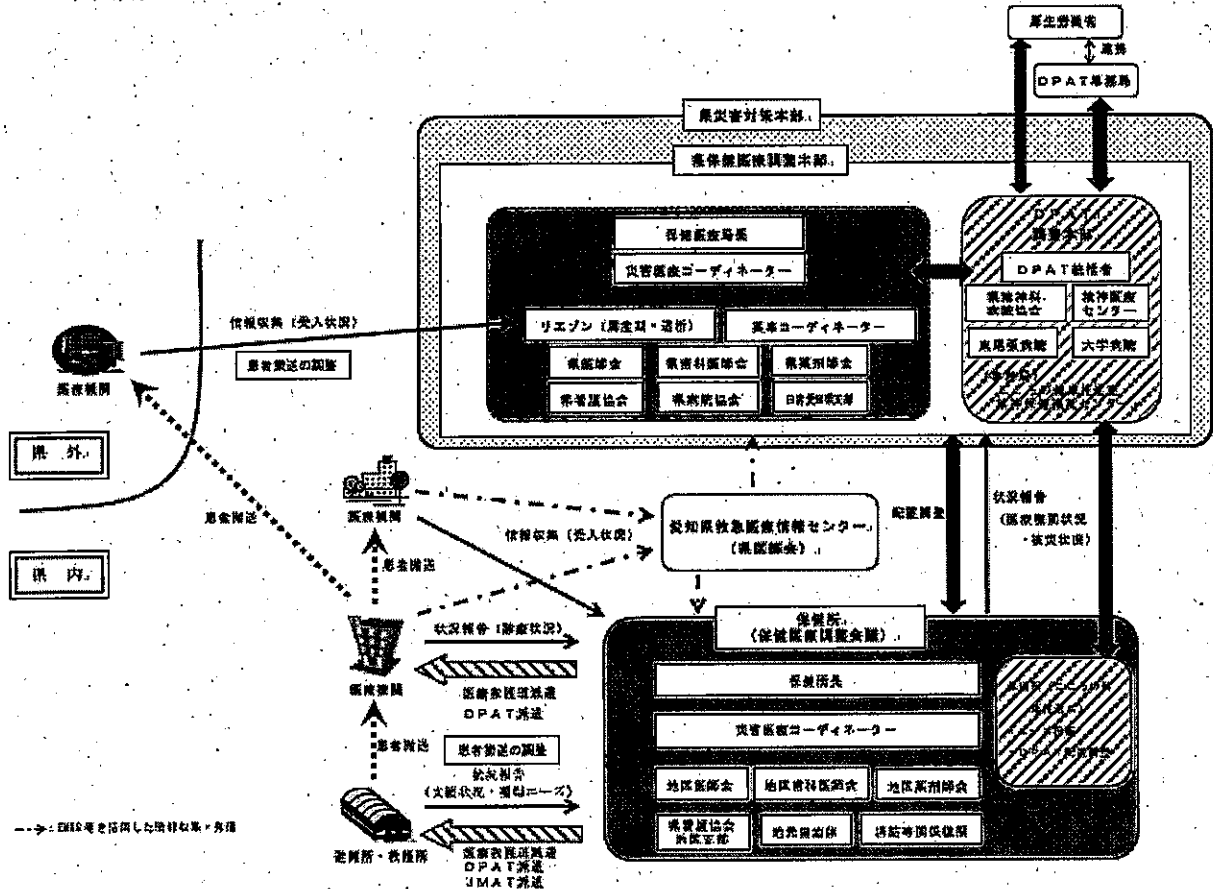
資料：尾張西部医療圏医療救護活動計画

災害医療提供体制体系図

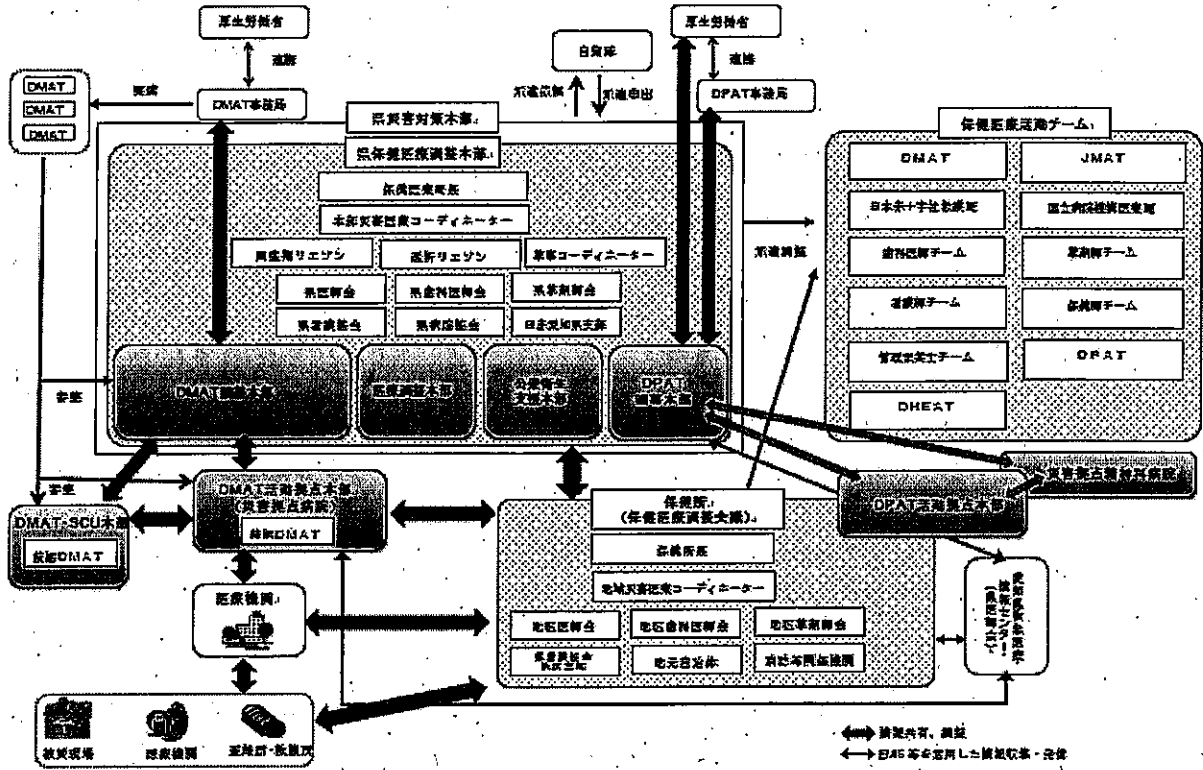
急性期～亜急性期



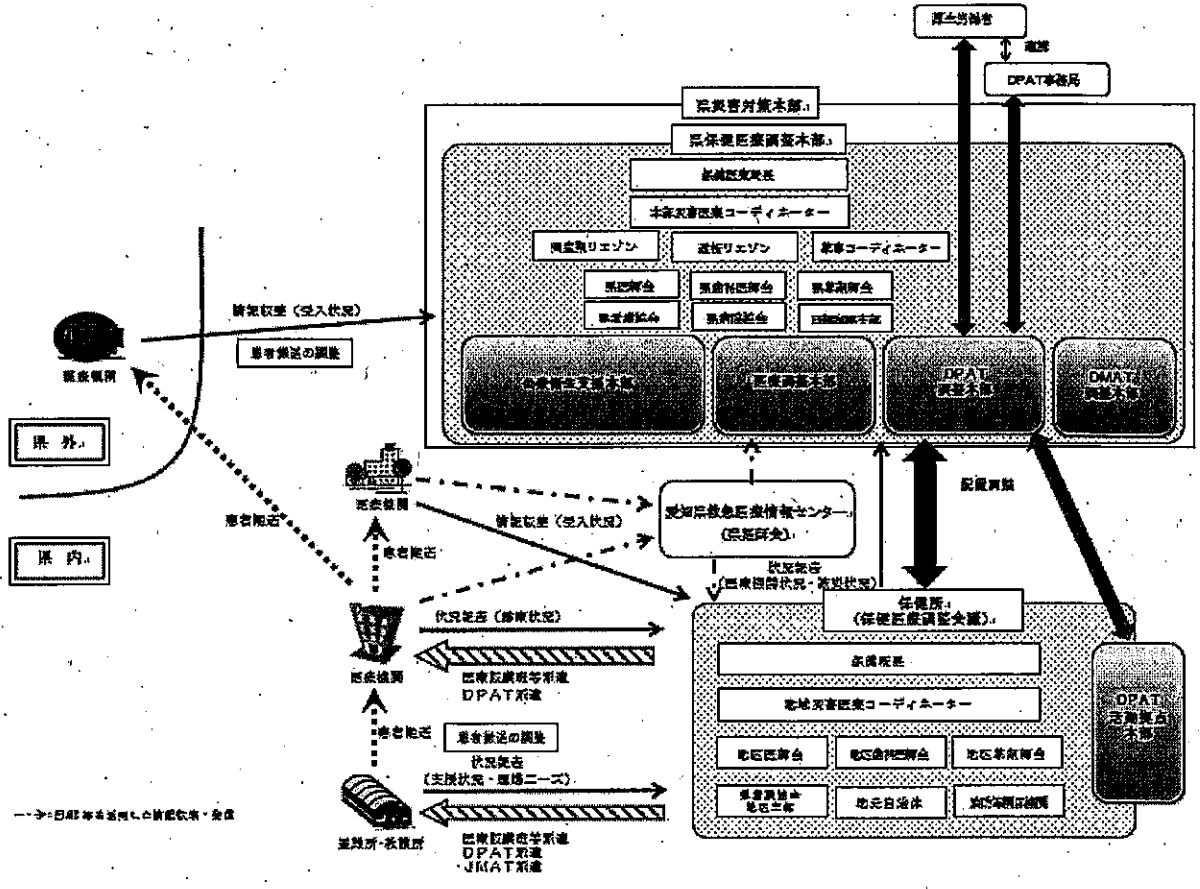
中長期



急性期～亜急性期



中長期



<災害医療提供体制体系図の説明>

- 災害発災時に、災害対策本部の下に、全県的な災害医療の調整機能を担う県保健医療調整本部を設置します。また、2次医療圏等の区域ごとの保健所に、地域の医療に関する調整を担う尾張西部区域保健医療調整会議を設置します。
・なお、災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類があります。
- 県保健医療調整本部及び尾張西部区域保健医療調整会議は、連携して医療機関の被災状況や避難所等の医療ニーズの把握・分析を行い、医療チームの配置や患者搬送、医薬品の供給等の調整を行います。
- 都道府県等への保健医療活動チームの派遣要請や受入れ、県全域の医療調整医薬品等の調達は県保健医療調整本部において行い、地域における保健医療活動チームの配置や医薬品等の調整は、尾張西部区域保健医療調整会議で行います。
- 災害発生直後における医療救護活動は、DMATによる活動が中心となり、DMAT県調整本部が、県内で活動するすべてのDMATを統制します。
また、DMAT県調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部やDMAT・SCU本部を設置します。
- 医療調整本部においては、DMAT調整本部と連携し、全県的な医療に関する調整を行います。
- 災害発生後、時間の経過とともに、DMATの活動から次第に医療救護班による活動が中心となります。また、災害発生直後は重傷救急患者等への緊急医療が中心となりますが、次第に救護所や避難所での慢性期医療や、中長期では健康指導や医療機関の復旧支援等が中心となります。
- 公衆衛生支援本部においては、災害発生時における公衆衛生活動の総合調整を行います。
- 災害発生時における精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動等は、DPATが中心となって行います。DPAT調整本部は、県内で活動するすべてのDPATを統制します。
- 愛知県医師会の愛知県救急医療情報センターは、EMIS等により、医療機関における診療状況等の収集・発信を行い、県保健医療調整本部や尾張西部区域保健医療調整会議、医療機関等の活動を支援します。

【現状と課題】

現 状

1 母子保健関係指標の状況

- 当医療圏の平成 30 (2018) 年の出生数は 3,872 人、乳児死亡数は 6 人となっています。出生率 (人口千対) は 7.5、乳児死亡率 (出生千対) は 1.5、周産期死亡率 (出産千対) は 1.0、死産率 (出産千対) は 15.3 で県より低くなっています。

新生児死亡率 (出生千対) は 0.8 で県より高くなっています。(表 5-1)

当医療圏の平成 30 (2018) 年の新生児死亡率は、(出生千対) は 0.8 と前年より 0.5 ポイント増加しました。(表 5-2)

2 医療提供状況

- 総合的な周産期医療体制の充実強化のため、愛知県周産期医療協議会を中心に総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターを相互のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。また、協議会において調査研究等も行い、周産期医療の向上を図っています。

当医療圏は一宮市民病院が地域周産期母子医療センターに認定され、地域の中核病院としての役割を担っています。

また、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在、産科または産婦人科を標榜し分娩を扱っている病院は一宮市に 3 か所、稲沢市に 1 か所あり、診療所は一宮市に 3 か所、稲沢市に 2 か所あります。

- 当医療圏でNICU (新生児集中治療室) があるのは一宮市民病院で、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在で病床数は 9 床となっています。

- NICU等の後方支援病床としての機能を持つ、重症心身障害児者施設 (医療型障害児入所施設・療養介護事業所) の一宮医療療育センターが平成 27 (2015) 年度に開設しています。

- 助産所で分娩を扱っているところは、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在で一宮市に 2 か所あり、地域において妊娠、出産から新生児に至るまで総合的に関わっています。

また、助産所には嘱託医師がおり必要に応じ医療的援助をする一方、ハイリスク分娩時には地域周産期母子医療センターと連携しています。

課 題

- 周産期死亡率が国、県よりやや高い傾向にあり今後の動向に注意が必要です。
- 今後も母子保健関係指標の改善が求められます。

- 国の周産期医療の体制構築に係る指針によれば、出生数 1 万人あたり 25 床から 30 床のNICU病床が必要とされています。当医療圏内の出生数における必要病床数は 10 床程度となりますので、整備を進める必要があります。

- 地域の助産師の活用を図り、診療所や助産所等とリスクの高い分娩を扱う病院との機能の分担と業務の連携の充実に努める必要があります。

3 母子保健事業

- 市では、母子健康手帳の交付、妊婦・産婦・乳幼児健康診査、妊産婦・新生児・未熟児訪問指導等の事業を実施しています。一宮市は、平成 29 (2017) 年度から妊娠 32 週のすべての妊婦を対象に訪問を開始し、妊娠期から継続した支援を行っています。(表 5-3)
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、平成 28 (2016) 年度に稲沢市が、平成 29 (2017) 年度に一宮市が子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等が妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じています。必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦訪問や新生児・乳児訪問を実施しています。
*子育て世代包括支援センター(母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」)
- 周産期に関わる保健・医療機関が連携し、効率的な医療の提供を更に推進していく必要があります。

【今後の方策】

- 保健・医療・福祉等関係機関相互の連携を強化し、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めます。
- 周産期傷病者の病態に応じた適切な医療機関へ速やかに消防機関が搬送することのできる体制や合併症を併発している妊産婦の受入れ体制の充実強化のため、救急医療と周産期医療の連携を進めます。
- 周産期母子医療センターは、実情に応じて、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制の構築を図ります。
- 災害時における周産期医療体制の構築を図ります。
- 母の孤立化や育児不安を防ぎ、児童虐待の発生を予防・早期発見するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の体制整備を推進します。

表 5-1. 母子関係指標

平成 30 年

	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産千対)	死産率 (出産千対)
尾張西部医療圏	7.5	1.5	0.8	1.0	15.3
愛知県	8.4	1.7	0.8	2.9	18.7
全国	7.4	1.9	0.9	3.3	20.9

資料：人口動態統計

表 5-2 新生児死亡率の変化

	尾張西部医療圏			愛知県		
	出生数 (人)	新生児死亡 数(人)	新生児死亡率 出生千対	出生数 (人)	新生児死亡 数(人)	新生児死亡率 出生千対
平成 28 年	4,085	5	1.2	64,231	57	0.9
平成 29 年	3,851	1	0.3	62,436	43	0.7
平成 30 年	3,872	3	0.8	61,230	47	0.8
令和元年度	3,612	2	0.6	57,145	45	0.8

資料：愛知県衛生年報（愛知県保健医療局）及び令和元年人口動態統計月報（概数）

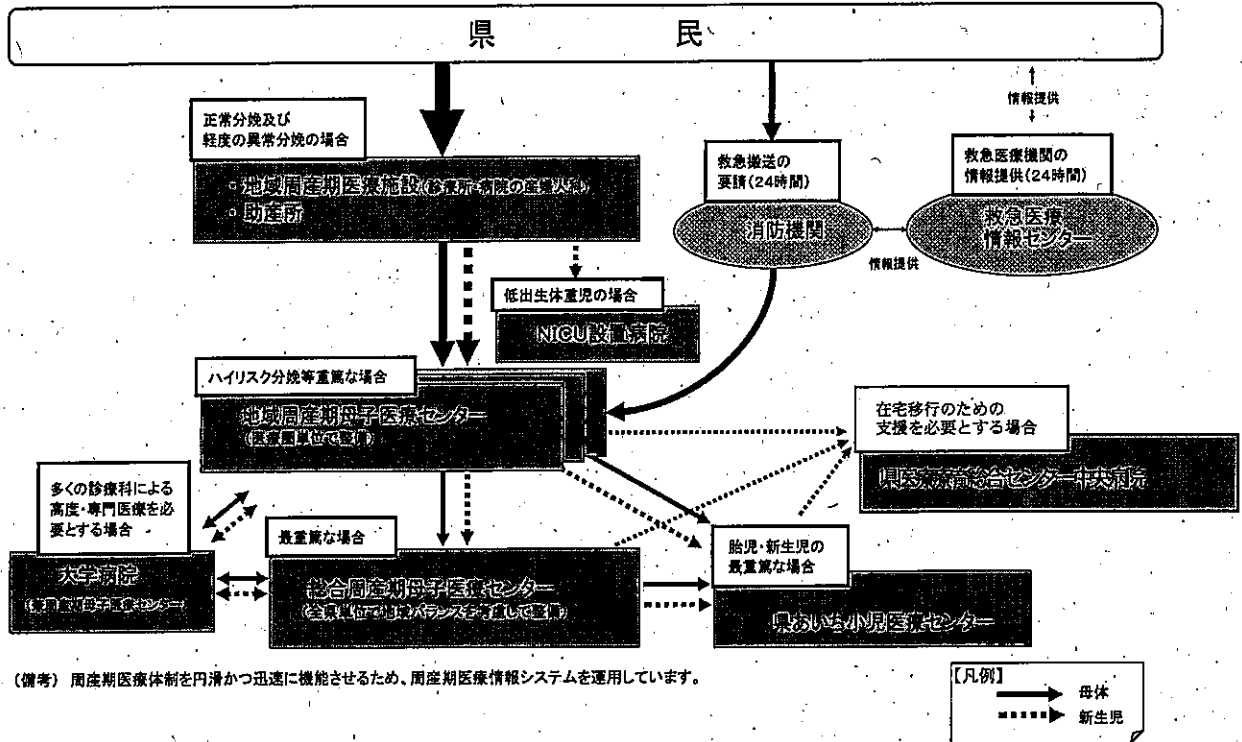
表 5-3 保健師等による妊産婦・新生児等訪問相談等の状況（延件数） 令和 2 年度

機 関 名	妊 婦	産 婦	新 生 児	未 熟 児	乳 児	幼 児
一 宮 市	※ 1,616	896	66	103	941	1,150
稲 沢 市	21	402	27	30	469	321

資料：令和 2 年度保健師活動報告（保健所集計）

※ うち、32 週訪問数は 1,521 人（対象者 2,590 人 訪問率 58.7%）

愛知県周産期医療連携体系図



<周産期医療連携体系図の説明>

- 妊婦は、通常、地域の診療所や病院（地域周産期医療施設）又は助産所で出産します。
- 地域周産期母子医療センターでは、ハイリスク分娩等の重篤患者に対し、周産期に係る比較的高度な医療を提供します。
- 総合周産期母子医療センターでは、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等）を有する母体への医療等、最重篤患者に対し医療を提供します。
- 診療報酬加算対象のNICUを備えた病院は、低出生体重児に対する高度な新生児医療を提供します。
- 県あいち小児医療センターは、平成 28（2016）年度に周産期部門を設置してNICU・GCUを整備し、出産直後の対応が要求される胎児や最重篤な新生児に対し医療を提供します。
- 県医療療育総合センター中央病院は、NICU等を退院した障害児等のレスパイト入院の受け入れ及び退院後の障害児等への医療的支援を行っています。
- 大学病院では、多くの診療科にわたる高度で専門的な医療を提供します。また、周産期医療に携わる人材を育成します。
- 県民（妊婦等）は、緊急事態が生じた場合には、消防機関に連絡します。
消防機関は、妊婦の状態に応じて地域周産期母子医療センター等に迅速に連絡し、搬送します。
- 救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

【現状と課題】

現 状

1. 小児医療の現状

(1) 患者数等

- 平成 25 (2013) 年地域医療構想策定支援ツールによると、当医療圏の医療機関に入院している 15 歳未満患者は 69 人です。

(表 6-1)

【地域医療構想策定支援ツールとは、「地域医療構想の策定にあたり、将来の医療需要を推計するため、国がNDB等のデータに基づき開発したツール」のことです。】

- 在院患者の動向について、医療圏完結率は 85.2%で、県平均 74.9%を上回っています。(表 6-1)

(2) 医療提供状況

- 当医療圏には小児科を標榜している病院が令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在で 9 か所あります。

- 当医療圏において、内科または小児科を標榜する診療所は一宮市に 151 か所、稲沢市に 45 か所あり、一般小児医療を担っています。(表 6-2)

- 平成 25 (2013) 年度時点で愛知県の重症心身障害児施設の病床数は、47 都道府県中 47 位であり、1 万人当たりの病床数は、0.51 であった。当時の全国平均は 1.58 であり、全国最低からの脱却を目指し、これまで空白地域であった尾張西部医療圏域にも施設建設されました。

平成 27 (2015) 年度から愛知県内では初めての民間の開設者による重症心身障害児入所施設(医療型障害児入所施設・療養介護事業所)の一宮医療療育センター(一般病床 120 床)があります。

(3) 保健、医療、福祉の連携

- 虐待を受けている子どもが、長期的には増加傾向にあり、早期に発見して、適切に対応していくことが重要です。

一宮市及び稲沢市には要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が設置されており、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行っています。

課 題

- 小児科医師の不足や患者の多種多様なニーズに対応するため、医療圏を越えた連携も図っていく必要があります。

- 地域の診療所はかかりつけ医として、病院との連携を一層図る必要があります。

- 児童虐待に対する医療機関(歯科診療所を含む)の役割は極めて重要で地域関係機関とのネットワークの強化、連携を一層推進していく必要があります。

- 保健所では、長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関連絡会議等を開催しています。

2 小児救急の現状

(1) 時間外救急

- 休日昼間における救急医療体制については、一宮市及び稲沢市は、休日急病診療所で対応しています。

休日夜間においては、稲沢市は休日急病診療所で 19 時 30 分まで対応しています。一宮市は、病院群輪番制参加病院で対応しています。

平日夜間については、一宮市及び稲沢市は、病院群輪番制参加病院で対応しています。

- 当医療圏は、尾張西北部広域第二次救急医療圏に属し、輪番制により対応しています。

- 尾張西北部広域第二次救急医療病院長等協議会調べでは、当医療圏の令和元(2019)年度の病院群輪番制病院の小児科時間外受診者は 4,149 人で、時間外受診者全体の 10.0%を占めていますが、その内入院患者は 652 人の 15.7%となっています。

(表 3-2)

(2) 小児の救命救急医療

- 当医療圏には、救命救急センターが一宮市内に 2 か所あります。

(3) 小児重篤患者の救命救急医療

- 全県レベルでの 24 時間体制の小児重篤患者の救命救急医療については、県内唯一の小児救命救急センターである県あいち小児医療センターが対応するほか、PICU(小児集中治療室)を設置している病院で対応しています。

- PICUは、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、県あいち小児医療センターに 16 床、日赤名古屋第二赤十字病院に 2 床及び名古屋市大病院に 4 床が整備され、運用されています。

3 小児救急電話相談事業の実施

- かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。

- 相談体制の充実強化を図るとともに、保健・医療・福祉の連携はもとより、学校関係者等との連携を推進していく必要があります。

- 時間外受診者の病院への集中緩和について、時間外救急医療体制の確保も含め検討する必要があります。

- 救急搬送に携わる消防機関との一層の連携が必要です。

【今後の方策】

- 身近な地域での診断から治療、また、個々のニーズに応じたサービスが提供できるよう医療機関や地域関係機関の連携を推進します。
- 児童虐待等の対応について保健・医療・福祉関係機関相互の一層の連携強化を図ります。
- 小児医療（救急を含む）体制の充実をはかるため、地域の「かかりつけ医」を推奨していきます。
- 対応困難な小児疾患については県内で速やかに医療が受けられるよう、病診、病病連携を推進します。
- 休日・夜間における小児の初期救急医療について、県民や患者・家族に対し、適正受診の呼びかけの広報啓発活動を実施します。
- 小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制を充実・強化を図っていきます。

表6-1 小児入院患者（15歳未満）の受療動向

<医療圏完結率>85.2%

(単位：人/日)

		医療機関の所在地(医療圏)							計
		尾張西部	名古屋	海部	尾張中部	尾張北部	尾張東部	その他	
患者の住所	尾張西部	69	12	*	*	*	*	*	81
	名古屋	*	356	*	*	14	35	18	423
	海部	*	29	25	*	*	*	*	54
	尾張中部	*	22	*	*	*	*	*	22
	尾張北部	*	32	*	*	104	*	*	136
	尾張東部	*	30	*	*	*	48	*	78
	その他	*	83	*	*	*	*	387	470
	計	69	564	25	*	118	83	405	1,264

資料：平成25年地域医療構想策定支援ツール（厚生労働省）により作成

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課)

※レセプト情報等活用の際の制約から、集計結果が10(人/日)未満となる数値は公表しないこととされており、「*」と表示している。

注：「その他」欄は、知多半島、西三河北部、西三河南部東、西三河南部西、東三河北部及び東三河南部の各医療圏と県外をまとめてあり、それぞれの数値は10(人/日)未満であるため、「*」と表示している。

表6-2 内科・小児科を標榜している診療所の状況

(企業内、施設内診療所等一部除く)

令和2年10月1日現在

地区	施設名	診療科	地区	施設名	診療科
一宮市中心地区	アスティー一宮クリニック	内	一宮市中心地区	医療法人善風会加藤クリニック	内
	いしぐる内科	小 内		きはしクリニック	内
	一宮市休日・夜間急病診療所	小 内		木村医院	小 内
	医療法人恵仁会一宮整形外科	内		きむら胃腸科・外科・内科	内
	一宮むすび心療内科	内		木村クリニック	小 内
	医療法人いつき会いつきクリニック一宮	小 内		孝友クリニック	内
	いわたこどもクリニック	小		医療法人善風会こだま内科クリニック	小 内
	岩田循環器クリニック	小 内		桜井クリニック	内
	うかいファミリークリニック	小 内		塩津内科	小 内
	医療法人清心会大久保外科	内		しみず内科クリニック	小 内
加内内科クリニック	内	しみずファミリークリニック	小 内		
医療法人かすがい内科	小 内	しらき内科クリニック	内		

地区	施設名	診療科	地区	施設名	診療科	
一宮市	杉本こどもクリニック	小	一宮北地区	しがファミリークリニック	小 内	
	大雄会クリニック	小 内		すぎやま内科クリニック	小 内	
	瀧消化器内科クリニック	小 内		医療法人墨医院	小 内	
	内科・小児科・耳鼻咽喉科田中医院	小 内		医療法人厚恵会瀬川医院	小 内	
	田中クリニック			高御堂内科		内
	たに在宅クリニック			とみつかクリニック		内
	つだハートクリニック	小 内		ともだクリニック	小 内	
	つづい内科クリニック			ネイト往診クリニック		内
	富田医院			のぞみケアクリニック		内
	内科ののがき			藤クリニック		内
	二丁目診療所			藤本整形外科		内
	野村医院			松原クリニック	小 内	
	伴医院	小 内		みづほクリニック	小 内	
	はんじこどもクリニック	小		宮田クリニック		内
	医療法人木芽会平谷小児科	小		宮本医院		内
	平野内科	小 内		湯川クリニック	小 内	
	医療法人宏正会ひらまつ小児クリニック	小 内		皮フ科内科よこたクリニック		内
	医療法人藤本耳鼻咽喉科医院	小		愛北ハートクリニック		内
	医療法人秋桜会真清田クリニック			あさひ内科・小児科クリニック	小 内	
	丸井医院			あらいファミリークリニック	小 内	
宮地内科医院	小 内	磯村医院	小 内			
医療法人悠彩会森瀬内科	小 内	いそむらファミリークリニック	小 内			
医療法人聖恵会やまだクリニック		うしだ耳鼻咽喉科	小	内		
山田内科ハートクリニック		医療法人大山医院		内		
大和南クリニック	小 内	小野木外科	小 内			
吉田内科医院		きし耳鼻いんこう科	小	内		
米倉耳鼻咽喉科	小	医療法人岸内科	小 内			
医療法人米本医院	小 内	きたおわり在宅支援クリニック		内		
渡辺外科	小 内	クリニックちあき	小 内			
一宮北地区	あさいクリニック		医療法人義恵会坂田内科	小 内		
	浅井耳鼻咽喉科医院	小	ささい小児科	小 内		
	浅井森医院	小 内	しんりんクリニック		内	
	医療法人雄仁会石黒クリニック		節内科クリニック	小 内		
	いしだ内科クリニック	小 内	丹陽クリニック	小 内		
	いとう整形外科		つかはらレディースクリニック	小	内	
	稲垣医院	小 内	どうけ内科クリニック		内	
	今伊勢よしかわクリニック		西脇医院	小 内		
	糖尿病・内分泌尾方内科		のだこどもクリニック	小	内	
	おじお内科	小 内	医療法人糖友会野村内科	小 内		
	かとうファミリークリニック	小 内	ひまわりクリニック丹西		内	
	かみやファミリークリニック	小 内	医療法人愛礼会松前内科医院	小 内		
	神田後藤クリニック		みずの内科クリニック	小 内		
	きそがわ不破クリニック		むらせクリニック	小 内		
	医療法人こざわクリニック	小 内	YUKI皮フ科・形成外科		内	
五藤医院	小 内	あさのこどもクリニック	小 内			
医療法人さかたこどもクリニック	小	あさの内科クリニック	小 内			

注：

◎一宮北地区

旧木曾川町

北方町

光明寺

高田

浅井町

島村

佐千原

大毛

富塚

今伊勢町

◎一宮東南地区

浅野

大赤見

猿海道

瀬部

多加木

丹陽町

千秋町

伝法寺

時之島

西大海道

丹羽

三ツ井

南小淵

森本

柚木風

◎一宮西地区

旧尾西市

奥町

萩原町

◎一宮市中心

地区

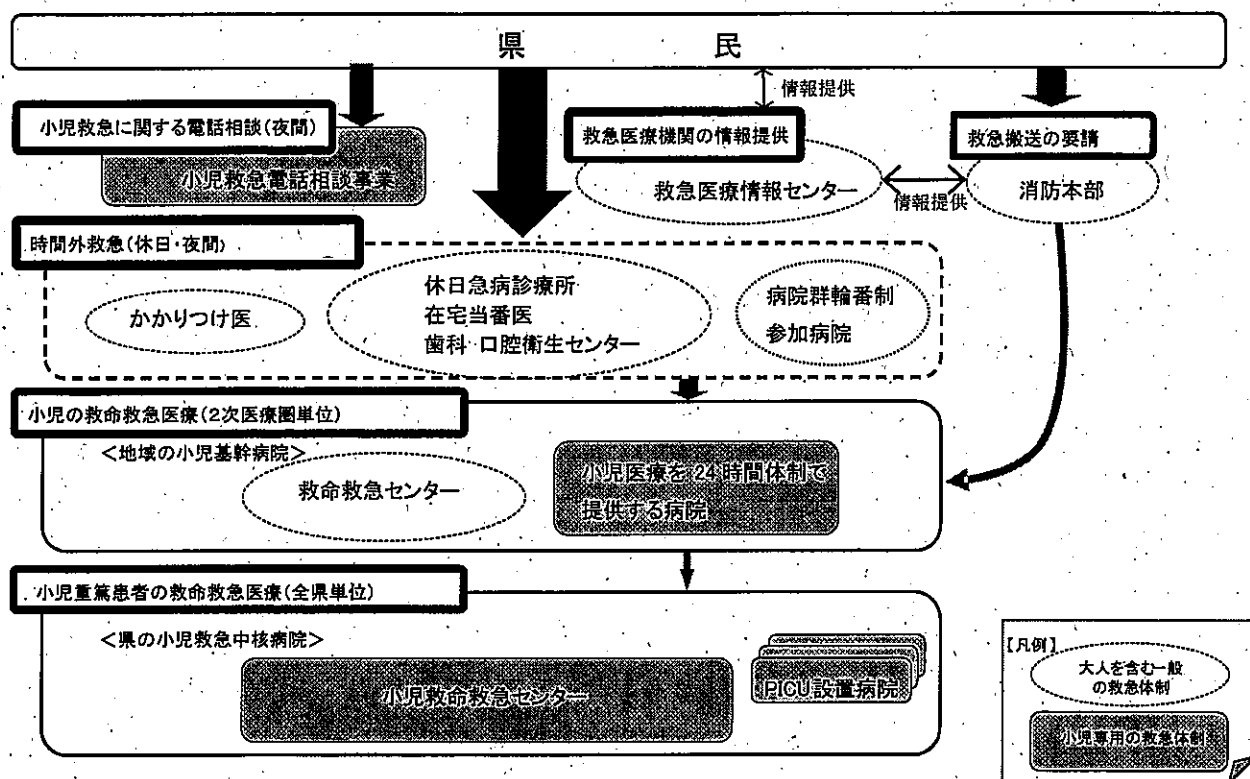
上記以外の地区

資料：保健所調査（医療法に基づき開設の届出のある診療所で内科、小児科のいずれかを標榜している診療所）

地区	施設名	診療科	地区	施設名	診療科	
宮	朝宮加藤医院	内	稲	オリーブ内科クリニック	内	
	安藤医院	内		かじうらファミリークリニック	小 内	
	いくた内科クリニック	小 内		神谷医院	小 内	
	いとう内科循環器科	小 内		かわむらクリニック	小 内	
	井上内科クリニック	小 内		きむら内科内分泌・糖尿病クリニック	内	
	医療法人萩友会今川内科	内		きたやまクリニック	小 内	
	入山医院	小 内		こうのみやクリニック	小 内	
	宇野医院	内		シゲキ&カズコ整形外科内科	小 内	
	太田内科クリニック	小 内		伸医院	内	
	おおにしプレストウイメンズクリニック	内		杉原内科外科医院	内	
西	開明クリニック	内	旧	鈴木クリニック	小	
	寛医院	小 内		セブンベルクリニック	小	
	かわむら内科循環器科	小 内		たけむらクリニック	内	
	くまはら医院	小 内		医療法人芙蓉会田中医院	小 内	
	こしの内科	小 内		医療法人谷医院	小 内	
	ごとう内科クリニック	小 内		ぬまた小児科クリニック	小	
	医療法人後藤マタニティクリニック	小		東浦内科医院	内	
	酒井内科	小 内		ハーモニーランドクリニック	小 内	
	鈴木クリニック	内		花井医院	内	
	たいようクリニック	小 内		水谷皮膚科	小	
地	田中内科クリニック	内	沢	宮川醫院	内	
	トータルサポートクリニック一宮	内		宮下医院	内	
	野口内科	小 内		三輪産婦人科小児科	小	
	野田泌尿器科クリニック	内		やまかみ内科循環器科	小 内	
	萩原うかい内科	内		山田内科呼吸器科	小 内	
	医療法人厚恵会橋本内科クリニック	内		医療法人心友会吉田内科循環器科	内	
	医療法人はらだ内科クリニック	小 内		リーフウォーク稲沢クリニック	内	
	ひだの小児クリニック	小		おおこうち内科クリニック	小 内	
	兵藤こどもクリニック	小		こどものお医者さんおがわクリニック	小 内	
	深見眼科クリニック	内		医療法人田中内科医院	小 内	
区	宮の森クリニック	小 内	旧	医療法人森上内科クリニック	小 内	
	メドタウンたなかファミリークリニック	小 内		医療法人わたなべ医院	小 内	
	森医院	小 内		医療法人佳信会尾張西クリニック	内	
	森中央クリニック	小 内		平和医院	小 内	
	横井クリニック	小 内				
	稲沢地区・旧稲沢市内	愛北ハートクリニック在宅稲沢		内		
		荒尾内科・耳鼻咽喉科		小 内		
		いしはら内科・循環器内科クリニック		小 内		
		医療法人泉耳鼻咽喉科		小		
		医療法人稲沢クリニック		小 内		
稲垣医院		小 内				
稲沢市医師会休日急病診療所		小 内				
岩田内科		小 内				
大里クリニック		内				
おかざき内科		小 内				
おくむら小児科	小					

注：
◎一宮北地区
旧木曾川町
北方町
光明寺
高田
浅井町
島村
佐千原
大毛
富塚
今伊勢町
◎一宮東南地区
浅野
大赤見
猿海道
瀬部
多加木
丹陽町
千秋町
伝法寺
時之島
西大海道
丹羽
三ツ井
南小渕
森本
柚木風
◎一宮西地区
旧尾西市
奥町
萩原町
◎一宮市中心
地区
上記以外の地区
資料：保健所調査（医療法に基づき開設の届出のある診療所で内科、小児科のいずれかを標榜している診療所）

小児救急医療連携体系図



<小児救急医療連携体系図の説明>

- 小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診療していない夜間(午後7時～翌日午前8時)に、看護師資格を有する相談員が保護者向けの救急電話相談を行うものです。
- 休日・夜間の時間外救急は、休日急病診療所、在宅当番医、かかりつけ医、口腔衛生センター(休日のみ)及び病院群輪番制参加病院が担当します。
- 病院群輪番制に参加する病院は、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外外来に多くの小児の軽症患者が集中しています。
- 地域の小児基幹病院には、救命救急センター及び小児医療を24時間体制で提供する病院(診療報酬により小児入院医療管理料1又は2の評価を受けている病院)が該当します。
地域の小児基幹病院は、原則として2次医療圏域の小児の救命救急医療を担います。
- 県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICUを設置している病院は、小児救命救急センターの役割の一部を補完します。
県の小児救急中核病院は、全県レベルで小児重篤患者の救命救急医療を担います。
県あいち小児医療センターは、平成27(2015)年度のPICU16床を有する救急棟の整備後に、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始されています。
- 救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。
- 愛知県救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

【現状と課題】

現 状

1 プライマリ・ケアの推進

(1) プライマリ・ケアの現状

- 県民が健康で安心な生活を送るためには、身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や予防のための健康相談を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）が受けられることが重要です。
- プライマリ・ケアの機能を担うのはかかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、医療機関としては地域の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。
- プライマリ・ケアにおいては、診療所の医師がかかりつけ医（歯科医）の役割を担うことが重要ですが、患者の大病院志向を背景として、その普及が進みにくい状況にあります。
- 診療所は、一般診療所、歯科診療所ともに平成 19（2007）年と比較すると増加していますが、一般診療所のうち有床診療所は減少しています。（表 7-1）
- 医薬分業の推進等により薬局の果たす役割も大きくなっています。

(2) プライマリ・ケアの推進

- プライマリ・ケアを担う医師・歯科医師には保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。
- 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。

2 在宅医療の提供体制の整備

在宅医療等の現状

- 一宮市は、平成25（2013）年度から多職種が協働した在宅医療支援体制の整備を目的とする在宅医療連携拠点推進事業（県補助事業）を実施してきました。平成27（2015）年度からは、一宮市、稲沢市で、在宅医療介護に係わる多職種の研修会や会議を開催し連携を深め、地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 寝たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者等、主として在宅での適切な医療を必要とする患者が増加しています。

課 題

- 健康づくりから疾病管理まで一人ひとりの特性にあったプライマリ・ケアが受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性について啓発する必要があります。
- 医療技術の進歩や医療機器の開発等により、在宅医療が多様化、高度化してきていることから、これらに対応する医療従事者の資質の向上が求められています。

- 医師（歯科医師）は、医師臨床研修制度によりプライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につける必要があります。
- プライマリ・ケアを推進するためには、診療所では対応できない高度な検査、治療等に対応するための病診連携を図ることが必要です。

- 地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携したサービスを提供する必要があるとともに、それぞれの関係機関の顔が見える関係の構築、多職種連携のための仕組みづくりが求められています。
- 保健・医療・介護・福祉関係者が連携し、人工呼吸器装着を始めとする医療依存度の高い難病患者等の支援体制の充実を図る必要があります。

- 治療方法が確立していない疾病等により長期に療養を必要とする難病患者の多くは、在宅で療養しています。保健所（一宮市においては福祉部福祉総務課福祉総合相談室）は、家庭訪問・面接等の保健指導や、難病患者・家族教室を実施し、患者の療養支援を行っています。
また、難病対策地域協議会（一宮市においては難病対策地域会議）を開催し、地域の支援体制の整備に向け、関係機関の連携強化を図っています。
- 平成27（2015）年度から在宅医療多職種連携推進研修事業を実施、圏域両市の在宅医療介護連携事業等への参画を行い、平成30（2018）年度からの圏域両市の在宅医療・介護連携推進事業の後方支援をしています。
- 医療技術の進歩や発生早期からのリハビリテーションにより、病院を早期に退院できる患者が増えています。
- 令和3（2021）年4月1日現在における24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院は3か所（一宮市2か所、稲沢市1か所）、在宅療養支援診療所は68か所（一宮市56か所、稲沢市12か所）となっており、歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は46か所（一宮市36か所、稲沢市10か所）となっています。（表7-2）
- 重症者を始めとした医療ニーズが高い要介護高齢者の在宅生活を支えるため、介護保険の地域密着型サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問看護が令和3（2021）年4月現在で一宮市に2か所、稲沢市に1か所あります。
- 病院、一般診療所、歯科診療所による在宅医療サービスの実施状況は、表7-3、表7-4のとおりです。
- 歯科診療所は、口腔管理を通して全身状態や「食」に関する生活機能の維持を支援しています。
- 薬局は、処方せんによる調剤や服薬の指導、「お薬手帳」の発行等、在宅療養者の支援をしています。
- 通院が困難な患者、利用者に対し、医師又は歯科医師の指示のもと薬剤師が自宅や施設に訪問し、薬の正しい飲み方の説明、服用状況の確認、副作用等の疑問に答えながら、薬物療法が適正に実施されているかどうかを確かめ、より質の高いサービスを提供するための訪問薬剤指導を実施する薬
- 在宅療養を支援していくために、昼夜を問わず患者の求めに応じて往診する在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所と、かかりつけ医及び訪問看護ステーションの定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、医療・介護・福祉等多職種で連携をとっていくことが必要です。
- 連携体制において、情報通信技術（ICT）のさらなる利活用の促進を図る必要があります。
- 全身状態の維持には、継続的な栄養管理・口腔ケアが欠かせないので、在宅における栄養管理や口腔ケアの重要性の周知・啓発が必要です。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等から成る在宅NST（栄養サポートチーム）の基盤整備が必要です。
- 自宅で療養できるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等のサービス提供基盤を充実することが必要です。

局数は令和3(2021)年4月1日現在で242か所となっています。(表7-5)

- かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和2(2020)年4月現在で58か所となっています。(表7-5)
- 何らかの理由により自宅での生活が困難な場合に利用できる施設として、当医療圏には介護老人保健施設が令和2(2020)年6月1日現在で11か所、特別養護老人ホームが29か所あり、介護・看護・リハビリ等の提供をしています。
- 介護保険による在宅サービスとして、地域包括支援センターによる総合的な相談支援や介護サービス事業所による通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問看護等のサービスがあります。また、市保健師による訪問指導等の支援もあります。

【今後の方策】

- 地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携を推進します。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、市等の関係団体と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性について地域住民に啓発し、プライマリ・ケアの推進に努めます。
- 在宅医療サービス、プライマリ・ケア等に関する情報の提供に努めます。
- 保健所等で行う医師臨床研修については、臨床研修病院等と連携し、若い医師が様々な視点からプライマリ・ケアの重要性を学ぶことができるよう努めます。

表7-1 一般診療所、歯科診療所数の推移 (毎年10月1日現在) (単位:件)

区 分		H23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年
一般診療所	有床診療所	38	35	26	34	34	40	28	26	25	25
	無床診療所	291	290	302	295	301	271	313	321	325	332
	計	329	325	328	329	335	311	341	347	350	357
歯科診療所		222	225	226	228	229	231	235	240	245	248

資料:病院名簿(愛知県保健医療局健康医療部医療課)

表 7-2 在宅療養支援医療機関一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

病院		
(一宮市) 2		(稲沢市) 1
尾洲病院	山下病院	六輪病院
診療所		
(一宮市) 56		
愛北ハートクリニック	こしの内科	二丁目診療所
あさいクリニック	医療法人香風会こだま内科クリニック	のぞみケアクリニック
医療法人雄仁会石黒クリニック	五藤医院	医療法人糖友会野村内科
いしぐる内科	ごとう内科クリニック	医療法人厚恵会橋本内科クリニック
磯村医院	医療法人義恵会坂田内科	医療法人はらだ内科クリニック
いそむらファミリークリニック	桜井クリニック	ひまわりクリニック丹西
井上内科クリニック	しがファミリークリニック	深見眼科クリニック
うかいファミリークリニック	しみず内科クリニック	藤クリニック
医療法人蕃風会加藤クリニック	しみずファミリークリニック	医療法人秋桜会真清田クリニック
かとうファミリークリニック	しんりんクリニック	松原クリニック
かみやファミリークリニック	すぎやま内科クリニック	医療法人愛礼会松前内科医院
腎・泌尿器科河合クリニック	医療法人墨医院	みずの内科クリニック
医療法人岸内科	内科・小児科・耳鼻咽喉科田中医院	宮の森クリニック
きたおわり在宅支援クリニック	田中クリニック	メドタウンたなかファミリークリニック
きはしクリニック	田中内科クリニック	森中央クリニック
きむら胃腸科・外科・内科	たに在宅クリニック	医療法人聖恵会やまだクリニック
木村クリニック	トータルサポートクリニック一宮	大和南クリニック
孝友クリニック	富田医院	医療法人米本医院
医療法人こざわクリニック	ともだクリニック	
(稲沢市) 12		
愛北ハートクリニック在宅稲沢	かじうらファミリークリニック	医療法人芙蓉会田中医院
いのくちファミリークリニック	かわむらクリニック	根木クリニック
おおうち内科クリニック	きたやまクリニック	やまかみ内科循環器科
オーブ内科クリニック	伸医院	医療法人洲栄会山村外科
歯科診療所		
(一宮市) 36		
あいグローデンタルクリニック	医療法人くずや歯科	野口歯科医院
青山歯科医院	医療法人グリーンフォレスト グリーン矯正歯科一宮	のぞみ歯科
磯村歯科医院	ごとう歯科医院	医療法人ノダ歯科クリニック
一宮たなばた歯科医院	五藤歯科クリニック	長谷川歯科
伊藤歯科	さくデンタルクリニック	はたさ歯科医院
いまえだ歯科	しばた歯科	はなみずき歯科
うえの歯科クリニック	しもさと歯科医院	ヒロ歯科室
うかい歯科	たがや Kids&Family デンタルクリニック	医療法人福内会 Four leaves Dental Clinic
おうぎ歯科	徳田歯科医院	古澤歯科
かみむら歯科クリニック	長坂歯科・矯正歯科	水谷歯科
川崎歯科医院	にじいろ歯科	森歯科医院
喜胡デンタルクリニック	根尾歯科医院	モリシン歯科
(稲沢市) 10		
石黒歯科医院	竹市歯科	早瀬歯科医院
医療法人大里会大里デンタルクリニック	塚本歯科医院訪問診療室	ライフ歯科クリニック
グランツ歯科室	遠山歯科医院	
スマイルデンタルクリニック	富田歯科医院	

資料：届出受理医療機関名簿（届出項目別）

注1：「在宅療養支援病院」

在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している病院のことで、平成20年度の診療報酬改定で「半径4km以内に診療所が存在しない」という基準のもと新設されましたが、平成22年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院についても認められることになりました。

注2：「在宅療養支援診療所」

在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18年度の診療報酬改定で新設されました。

注3：「在宅療養支援歯科診療所」

在宅で療養している患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を終了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所のことで、平成20年度の診療報酬改定で新設されました。

表7-3 在宅医療サービスの実施状況（病院・一般診療所）

（単位：件）

			病院	診療所
医療保険等による在宅医療サービス	総数	施設数	13	134
		実施率	65.0%	39.8%
	往診	施設数	1	77
		実施件数	3	834
	在宅患者訪問診療	施設数	3	78
		実施件数	14	3,674
	在宅患者訪問看護・指導	施設数	4	6
		実施件数	52	297
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	施設数	-	5
		実施件数	-	10
	訪問看護ステーションへの指示書の交付	施設数	10	59
		実施件数	147	613
在宅看取り	施設数	1	21	
	実施件数	3	58	
介護保険等による在宅医療サービス	総数	施設数	4	3
		実施率	20.0%	11.3%
	居宅療養管理指導 (介護予防サービスを含む)	施設数	1	26
		実施件数	2	1,495
	訪問看護 (介護予防サービスを含む)	施設数	2	6
		実施件数	140	248
	訪問リハビリテーション (介護予防サービスを含む)	施設数	-	1
		実施件数	-	95

資料：平成29年医療施設調査（厚生労働省）

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

表7-4 在宅医療サービスの実施状況（歯科診療所）

（単位：件）

		施設数	実施件数
在宅医療サービスを実施している歯科診療所の総数		50	
再 掲	うち訪問診療(居宅)を実施している歯科診療所の数	38	500
	うち訪問診療(施設)を実施している歯科診療所の数	36	1,604
	うち訪問歯科衛生指導を実施している歯科診療所の数	27	2,166
	うち居宅療養管理指導(歯科医師による)を実施している歯科診療所の数	22	500
	うち居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)を実施している歯科診療所の数	16	828

資料：平成29年医療施設調査（厚生労働省）

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

表7-5 訪問薬剤指導を実施する薬局数、訪問看護ステーション等の設置状況

（単位：件）

	設置数	
在宅療養支援病院	3	*1
在宅療養支援診療所	68	*1
在宅療養支援歯科診療所	46	*1
訪問薬剤指導を実施する薬局数	242	*1
訪問看護ステーション	58	*2

資料：*1 届出受理医療機関名簿(届出項目別)

*2 訪問看護ステーション：(令和2年4月 愛知県福祉局高齢福祉課)

第8章 病診連携等推進対策

【現状と課題】

現 状

1 医療機関相互の連携

- 平成24(2012)年度国のモデル事業である「在宅医療連携拠点事業」を圏域の診療所が受け、連携課題の抽出、連携方法の周知、研修会等を実施しました。
- 医師会を中心に、医療連携を進め、平成29(2017)年度は病診連携、医科歯科連携、葉葉連携、看看連携、多職種連携等で、研修会やグループワークが開催されています。
- 多くの病院、診療所は、患者の症状に応じて他の医療機関に紹介・転送し、診療情報の提供もしています。(図8)

2 病診連携システムの現状

- 医療機能情報公表システム(令和3(2021)年4月現在)によると、地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院は85.0%となっています。(表8)
- 愛知県医師会、地区医師会では、地域医療支援病院を始めとする医療機関との関わりを通じ、病診連携の支援を行っています。
- 地域医療支援病院、医師会を中心に、「病診連携の集い」「病院での在宅医療連携研修会」が、開催されています。

3 地域医療支援病院

- 本圏域において病診連携システムの中心となる地域医療支援病院として、総合大雄会病院と一宮市民病院の2病院が承認されています。
- 多くの病院、診療所は、患者の症状に応じて他の医療機関に紹介・転送しています。
地域連携アセスメントシートや在宅医照会システムを通しての連携も実施されています。
- 患者の紹介・転送に伴う診療情報の提供もほとんどの場合実施されています。

課 題

- いつでも、だれもが症状に応じた適切な医療を受けるためには、患者紹介システムを確立する必要があります。
- 医療機関相互の連携を推進するためには、患者紹介システムが重要ですが、実効的なシステムとするためには逆紹介(病院の退院患者を地域の診療所へ紹介すること)を確立する必要があります。
- 患者の必要とする医療情報についても整備していく必要があります。
- 病診連携の推進のためには、患者紹介のほか病院の入院部門の開放化、高度医療機器の共同利用等の病院の開放化を進める必要があります。

【今後の方策】

- 医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進します。
- 患者紹介・逆紹介のシステム化や病院施設・設備の開放・共同利用等、地域の医療機関が連携する仕組みづくりを推進します。

図8 医療機関相互の連携の状況

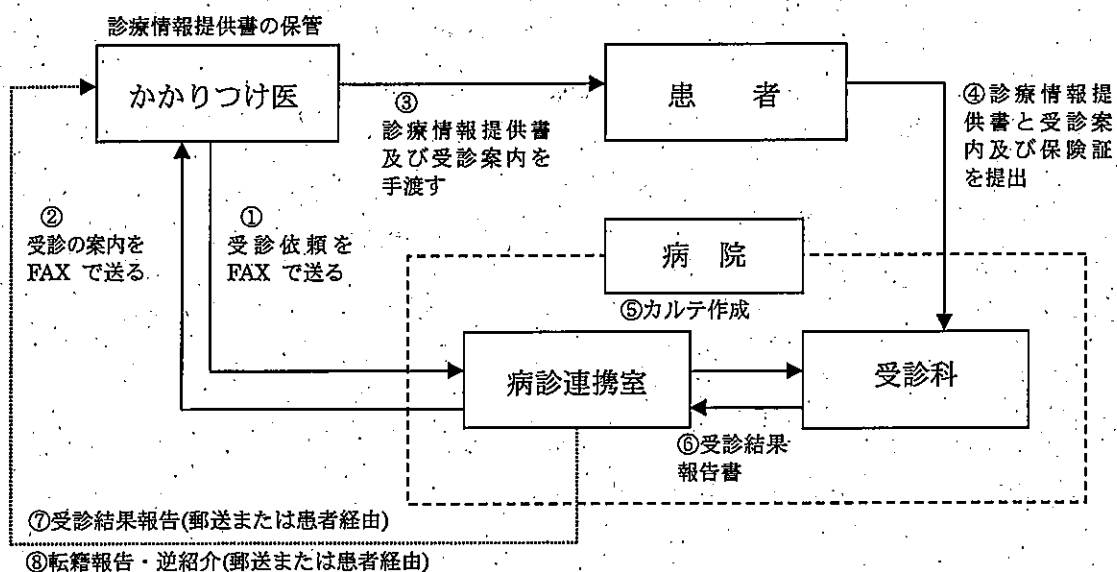


表8 病診連携の実施状況

(令和3年4月現在)(単位:件)

地区	病院数(a)	地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院数(b)	地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院の割合 b/a
一宮地区	16	13	81.3%
稲沢地区	4	4	100%
合計	20	17	85.0%

資料:愛知県医療機能情報公表システム

【現状と課題】

現 状

1 介護保険事業の状況

- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。
- 平成18(2006)年度から、県内全市町村において地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。
当圏域では、令和2(2020)年6月1日現在の地域包括支援センター数は、一宮市に7か所、稲沢市に6か所の計13か所となっています。
- 居宅サービスの利用状況は、施設サービスの利用者に比べ高い伸びを示しています。
(表9-1)
なお、医療系サービスの訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の利用状況は表9-2のとおりです。
- 介護保険認定者の状況
尾張西部医療圏における介護保険の認定状況は、表9-3のとおりです。
- 愛知県高齢者健康福祉保健医療計画に基づく尾張西部医療圏の介護保険施設の整備目標及び整備状況は表9-4のとおりです。

2 認知症対策施策の推進

- 令和2(2020)年12月末の精神障害者把握状況によると、当圏域内の認知症の患者(疾患ごとの自立支援医療(精神通院)受給者数と精神保健福祉手帳所持者数を足した)数は457人となっています。国の調査によると、令和7(2025)年には、65歳以上高齢者に対する割合は、約7人に1人から約5人に1人へ上昇すると予測されており、この地域の人口に当てはめると約28,000人になると推計されています。
- いまいせ心療センターが、認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして設置されています。
- 各市の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する体制は、整備されつつあるが、各市により整備状況に差があります。

課 題

- 健康で自立した生活を送れるように生活習慣病の予防とともに介護予防のための取り組みが必要です。
- 保健・医療・福祉関係者の、より緊密な連携が必要です。
- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核的機関であり、包括的支援事業(介護予防マネジメント、総合的ケアマネジメント支援)等を適切に実施する必要があります。
- 介護予防の推進により自立生活の維持を図ると同時に、要介護者の自立支援のため、介護サービスの活用を図る必要があります。
- 要支援、要介護の主な原因となる脳血管疾患、転倒・骨折、認知症等の予防、早期発見、早期治療に努め、要支援、要介護者の減少を図る必要があります。
- 介護保険施設の整備については施設相互の均衡を図りながら、計画的に行う必要があります。
- 地域において、認知症患者が生活することができる体制を整備していく必要があります。
- 各市の認知症総合支援事業について、各市の体制に合わせて、支援していく必要があります。

3. 高齢化の進行に伴う疾病等

- 平成 26 (2014) 年度に DPC 調査対象病院に入院した 65 歳以上の肺炎患者 1,185 人のうち、誤嚥性肺炎の患者は 434 人 (36.6%) です。大腿骨骨折は 354 人で、ほぼ医療圏内で治療ができています。(表 9-5)

- 誤嚥性肺炎防止のために、口腔管理体制を整備する必要があります。

4. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

- 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細やかなものとするため、令和 2 (2020) 年度から後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。
- この一体的な実施の取組は、令和 6 (2024) 年度までに実施することとされており、医療専門職や配置や、地域の関係団体との連携に向けた体制整備を進めています。

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施体制の推進のために、各市の実情に応じた取組支援を行う必要があります。

【今後の方策】

- 脳血管疾患、転倒・骨折、認知症等、要介護の原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の重要性を、関係機関、団体と協力して地域住民に普及・啓発し、介護保険の要支援者、要介護者の減少に努めます。
- 介護保険の要支援者、要介護者の状態の悪化を防ぎ、生活機能の維持、向上を図るため、医療と介護の連携を図り、高齢社会に対応した高齢者医療の推進に努めます。
- 高齢者の状態に即した適切な医療サービスの提供ができるよう、医療機関と介護老人保健施設等との連携を図り、医療提供体制の強化に努めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取組推進への支援を行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について、令和 6 (2024) 年度までに全ての市で実施されるよう、制度の周知徹底や優良事例の横展開を通してその取組を支援します。

表 9-1. サービス受給者の推移

(単位：人)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居宅サービス	11,638 (6.4)	12,361 (6.2)	12,987 (5.0)	13,636 (5.0)	13,538 (△0.7)	13,357 (△1.3)
地域密着型サービス	1,131 (7.8)	1,242 (9.8)	1,312 (5.6)	2,169 (65.3)	2,302 (6.1)	2,314 (0.5)
施設サービス	2,715 (3.3)	2,686 (△1.1)	2,764 (2.9)	2,818 (2.0)	2,862 (1.6)	2,883 (0.7)
計	15,484 (6.0)	16,289 (5.2)	17,063 (4.8)	18,623 (9.1)	18,702 (0.4)	18,554 (△0.8)

資料：介護保険事業状況報告年報の人数（月平均）（ ）は伸び率（%）

表 9-2 居宅介護サービスのサービス利用実績

(単位:回)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問看護	1,039	1,230	1,396	1,525	1,668	1,812
訪問リハビリテーション	127	124	93	63	64	61
居宅療養管理指導	1,734	2,188	2,708	3,156	3,884	4,618
通所リハビリテーション	1,710	1,748	1,733	1,875	2,079	2,188

資料:介護保険事業状況報告年報の件数(月平均)介護予防を含む

表 9-3 要支援・要介護認定者数の推移

(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定者
平成 26 年度	2,664	2,398	4,089	3,755	2,486	2,368	1,693	19,453
平成 27 年度	2,838	2,679	4,277	3,804	2,598	2,375	1,757	20,328
平成 28 年度	2,992	2,930	4,377	3,882	2,659	2,408	1,764	21,012
平成 29 年度	2,770	2,934	4,584	3,936	2,841	2,423	1,795	21,283
平成 30 年度	3,125	3,305	4,648	3,815	2,871	2,561	1,851	22,176
H26 からの伸び率	117.3	137.8	113.7	101.6	115.5	108.2	109.3	114.0

資料:介護保険事業状況報告

表 9-4 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・訪問看護ステーション

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院	訪問看護ステーション
	整備目標	認可入所定員総数	整備目標	許可入所定員総数	入所定員総数	施設数
尾張西部医療圏	2,150 人	2,030 人	1,245 人	1,185 人	0 人	58 か所

資料:愛知県福祉局高齢福祉課「県内の介護保険施設の整備状況」

注:整備目標は令和 2 年度、定員総数は令和 2 年 3 月 31 日現在
(ただし、訪問看護ステーションは令和 2 年 4 月 1 日現在)

表 9-5 高齢者の入院の状況(平成 26 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査)

(単位:人/年)

	肺炎	(再)誤嚥性肺炎	大腿骨頸部骨折 (手術なし)	大腿骨頸部骨折 (手術あり)
人数	1,185	434	27	327
流出患者率			0.0%	4.3%

資料:医療人材有効活用促進事業(愛知県健康福祉部)

※ 流出患者率:本医療圏以外の医療施設を利用した患者の割合

第1節 薬局の機能推進対策

【現状と課題】

現 状

1 薬局の状況

- 当医療圏内の薬局数は平成 31(2019)年 3 月 31日現在 238 施設、薬剤師数は平成 30(2018)年 12 月 31日現在 883 人であり、人口対比では薬局数は県よりやや高く、薬剤師数は県よりやや低い状況です。(表 10-1-1)
- 麻薬小売業者の免許件数は、平成 31(2019)年 3 月 31日現在 186 施設で、78.1%の薬局が免許を取得しており、施設数及び取得比率共に横ばいです。(表 10-1-2)
- 薬局からの報告により薬局機能情報をまとめた形でインターネットに公表しています。

2 医療提供施設としての機能

- 服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行う患者本位のかかりつけ薬剤師・薬局の役割を十分に発揮することが求められています。
- かかりつけ薬剤師・薬局の役割やそのメリットへの県民の認識が高くありません。
- 入院から外来、施設から在宅への流れの中、認知症患者や医療密度の高い患者にとって、在宅での薬学的管理の需要が高まっています。
- 地域包括ケアの一環として夜間・休日を含め、電話相談や調剤等の必要な対応(24 時間対応)を行う体制が求められています。
- 地域包括ケアの一翼を担うために、多職種・多機関との連携が求められています。
- 患者等のニーズに応じて充実・強化すべき 2つの機能として、健康サポート機能と高度薬学管理機能が求められています。
- 患者の服薬情報を一元的に管理するお薬手帳の更なる普及が求められます。

課 題

- 終末期医療への貢献として、麻薬小売業者の免許取得により医療用麻薬の供給が適切・円滑にできる体制整備が必要です。
- 薬局機能情報の更新を適切に行い、情報の精度を高めていく必要があります。
- 立地に依存した便利さだけで患者に選択される薬局ではなく、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師、薬局としての機能を発揮する必要があります。
- かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。
- 薬剤師は在宅医療の現場など薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要があります。
- 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く、薬局単独での十分な対応が困難な場合があります。
- 薬剤師・薬局が調剤業務のみに偏るのではなく、地域包括ケアの一翼として地域の会議等に積極的に参加し、他機関との連携体制を構築する必要があります。
- 患者やかかりつけ医をはじめとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要です。
- 健康サポート機能や高度薬学管理機能について薬局へ周知していく必要があります。
- 患者に対しお薬手帳の必要性をさらに啓発し、活用の手法を検討していく必要があります。

【今後の方策】

- 薬局における円滑な医薬品の供給と、患者が適切に調剤を受けられる体制づくりを進め薬局機能情報に反映させます。
- 患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局の取組みを後押ししていきます。
- かかりつけ薬局の意義である薬局の基本的な機能や服薬情報を一元管理することの重要性等について県民へ普及、定着を図ります。
- 夜間・休日等の対応のため、近隣の薬局間における連携や、地区または広域の薬剤師会による輪番制を推進していきます。
- 地域包括ケアシステムの中で薬局・薬剤師が地域のチーム医療の一員として患者の薬物療法に薬学的知見を活かし、副作用の早期発見や重複投薬の防止等の行き届いた薬学的管理を担えることを県民に周知していきます。
- 地域の薬剤師会や医療・介護関係団体等と連携し、薬局と医療・介護関係団体等との連携をサポートしていきます。
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局の普及に協力していきます。
- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、お薬手帳の持参を今後も継続的に呼びかけていきます。

表 10-1-1 薬局及び薬剤師数

	薬 局		薬剤師数 (人)	
	施設数	人口万対	人 数	人口万対
尾張西部医療圏	238	4.6	883	17.1
愛 知 県	3,368	4.5	15,446	20.5

資料：愛知県衛生年報

注：薬局数は、平成31年3月31日現在。薬剤師数は、平成30年12月31日現在。
薬剤師数の人口万対は、平成30年10月1日の人口に対して算定。

表 10-1-2 尾張西部医療圏における薬局数と麻薬小売業者の免許件数の推移

各年3月31日現在

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
薬 局 数	221	225	229	233	238
麻薬小売業者数	162	169	176	182	186
取得比率 (%)	73.3	75.1	76.9	78.5	78.1

資料：愛知県衛生年報

第2節 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

現 状

- 当医療圏の平成 31(2019)年 3 月現在の医薬分業率(院外処方せん受取率)は 73.2%であり、県内でも高いレベルの医薬分業率となっています。(表 10-2-1)
- 地域住民に医薬分業のメリットの更なる理解が求められています。
- 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、今後は、医薬分業の量から質への転換を見据えることが求められています。
- 医薬品の一般名処方により薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、ジェネリック(後発)医薬品についてその特徴やメリットの理解はまだ十分とは言えません。

課 題

- 医療機関と薬局の相互理解を深め、医薬分業を推進するとともに、かかりつけ薬局の育成が必要です。
- 県民に、医薬分業のメリットについて十分な理解を得るため、啓発活動の必要があります。
- 医薬分業率だけでなく、かかりつけ薬剤師・薬局の普及やお薬手帳の利用促進を図ることでより質の高い医薬分業を進めていく必要があります。
- ジェネリック(後発)医薬品の特徴やメリットを広く周知し、県民の理解を求める必要があります。

【今後の方策】

- 「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、医薬分業を推進し、より高いレベルに医薬分業率を引き上げることを目標とします。
- 地域医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と一層の連携強化を図り、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業体制を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- 医薬分業の正しい理解のために、地域でのイベント時や「薬と健康の週間」期間において普及啓発を実施し、後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。
- 調剤過誤等の事例を収集し、原因の究明等を行い、防止対策を検討し、薬局薬剤師への周知を図ります。
- 研修会の開催等による薬剤師の資質向上を図ります。

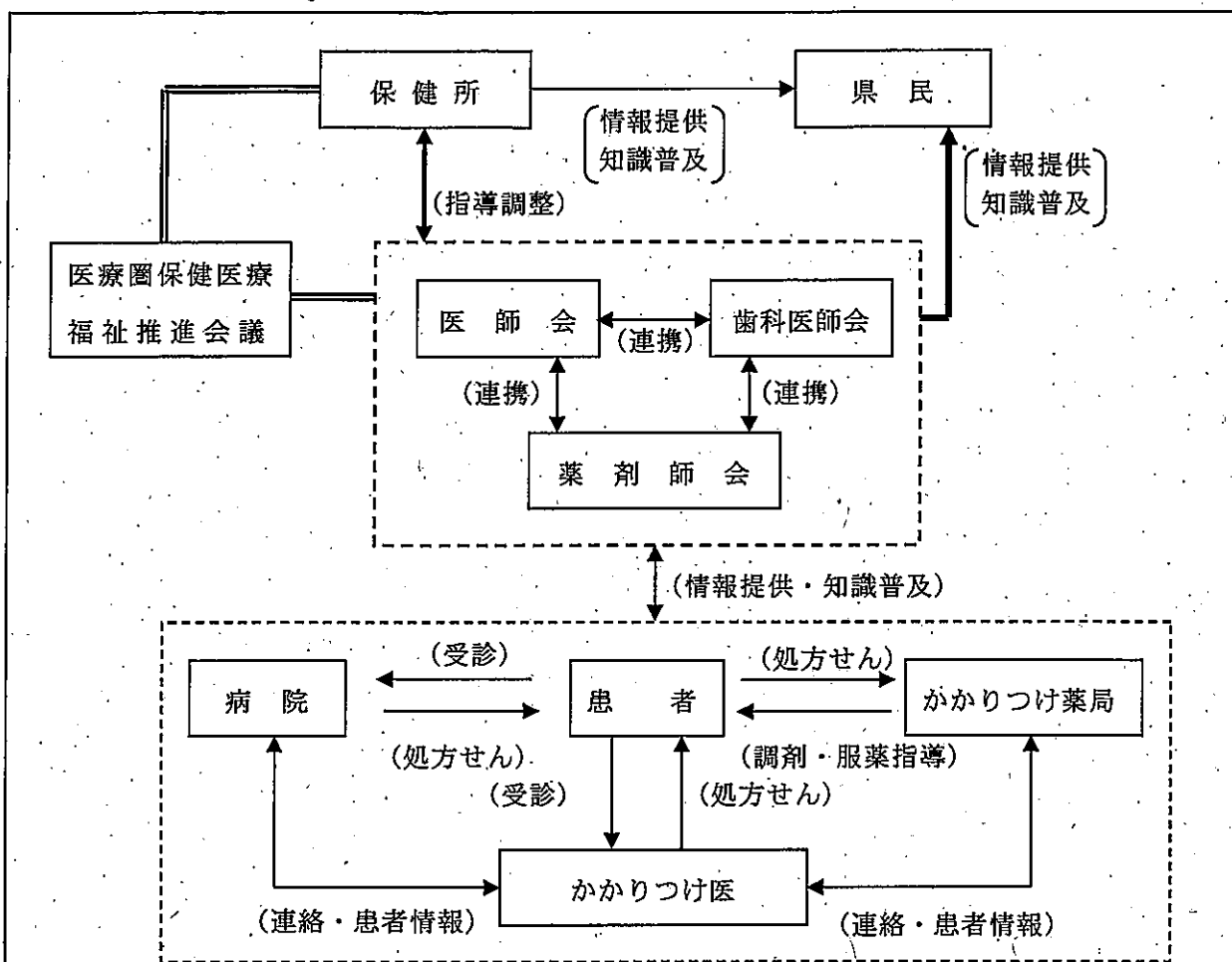
表 10-2-1 尾張西部医療圏医薬分業率の推移

(単位：%)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医 療 圏	67.4	69.2	70.7	72.3	73.2
愛 知 県	63.1	64.1	65.4	67.5	69.1

資料：社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合調べ
(各年度の社会保険及び国保分から推計)

医薬分業の推進体系図



<医薬分業の推進体系図の説明>

- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等が中心となり、患者の立場になって医薬分業を推進します。
- 県民への医薬分業に関する情報提供・知識啓発については、保健所等が中心となって実施します。

第11章 健康危機管理対策

【現状と課題】

現 状

1 健康危機管理体制の整備

- 清須保健所及び一宮市保健所は健康危機管理連絡会議を設置し、管内の円滑な調整を図っています。
- 関係機関と危機管理体制や連絡体制を整備しています。
- 危機管理研修に積極的に参加し、関係職員の資質向上に努めています。
- 健康危機発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、休日・夜間も対応できる連絡体制を整備しています。

2 平時の対応

- 各種法令に基づいた監視指導業務で地域の実情を把握しています。
- 広範囲に健康危機の発生が予測される環境衛生関連施設・食品関連施設に対しては、清須保健所広域機動班及び一宮市保健所による監視指導を実施し危機発生防止を図っています。
- 発生が予測される健康危機については、個別の対応マニュアルを整備しています。
- 発生時の対応に必要な器材資材を整備しています。
- 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療体制の整備を推進しています。
- 蚊媒介感染症等、海外では新たな感染症が広がっている地域があり、国内への感染拡大防止が求められます。

3 有事の対応

- 健康被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。
- 医療機関等、関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保します。
- 清須保健所及び一宮市保健所の健康危機管理調整会議設置要綱により危機管理調整会議を開催し、被害の規模により対策本部を設置します。
- 健康危機管理発生及び保健医療の確保について、関係機関や県民に情報提供します。

課 題

- 管理体制の整備では、常に組織等の変更留意し、随時見直し、連絡網等体制整備に努めていますが、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 情報の共有及び連携を深めるため、管内関係機関と健康危機管理連絡会議を継続的に開催する必要があります。
- 所内研修を実施し、的確な健康危機対応ができる体制作りを推進する必要があります。
- 監視指導体制・連絡体制については、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 監視員の資質を向上させ各種マニュアルの実効性を検証し、逐次見直す必要があります。
- 健康危機に必要な器材資材の確認・点検を行い、特定場所に明示して保管する必要があります。
- 稲沢市においても行動計画を策定し、体制づくりに努めていますが、県民へのワクチン接種体制等についてさらに検討していく必要があります。
- 関係機関との連携により対策の強化に努めるとともに、県民への適切な広報啓発も必要です。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- 健康被害の程度や範囲を想定した的確な人員配置の整備を図るため、平時から役割分担を明確にする必要があります。
- 県民への広報には、市等関係機関との連携を図りインターネット等の活用を構築する必要があります。

- 業務継続計画に基づき保健所機能を最低限維持します。

4 事後の対応

- プライバシーの保護を原則に健康診断、健康相談を実施します。
- 県民の不安や心のケアに対する相談体制を確保します。
- 有事の対応結果について検証・評価を行いマニュアルの見直しを実施します。
- 健康危機の経過及び検証結果について、記録として保存し活用します。

- 対応結果について検証・準備を行う能力を養う等、専門的研修体制の充実が必要です。

【今後の方策】

- 平時に管内健康危機管理連絡会議を定期的で開催し、管内関係機関との情報の共有等意見交換を行い、新たな感染症等、健康危機発生時において迅速に対応できる体制を整備します。
- 保健所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を継続的に実施し人材育成を行います。
- 保健所の広域機動班を中心とした合同研修・訓練を実施して、有事における対応を強化します。
- 健康危機発生時に必要な器材資材・各種マニュアルについて、定期的に確認・点検し、保管場所を明示し職員全員の取り組みとして周知徹底を図っていきます。